



# 税 務 統 計

令和 5 年度版  
(2023年度)

吹田市税務部

# 目 次

## I. <市の概況>

---

(1) 吹田市の概要	1
(2) 基準財政需要額、基準財政収入額比較表	1
(3) 令和4年度一般会計款別歳入歳出決算額	2
(4) 令和4年度一般会計款別歳入歳出決算図表	3

## II. <税務機構>

---

(1) 税務部事務分掌	4
(2) 税務職員数	5
(3) 税務職員の手当	5
(4) 特別土地保有税審議会の構成	6
(5) 市税審議会の構成	6
(6) 固定資産評価員	6
(7) 固定資産評価審査委員会の構成	6

## III. <市税総括>

---

(1) 市税年度別収入状況及び伸長率	7
(2) 市税予算・調定・収入及び収入率の推移	13
(3) 市税年度別負担額	14
(4) 市税の徴収に要する経費	16
(5) 令和5年度市税一覧表	18
(6) 税率の変遷	20
(7) 所得控除額の変遷	34

#### IV. <市民税>

---

(1) 個人市民税納税義務者数の推移	39
(2) 特別徴収義務者数の推移	39
(3) 個人市民税調定額推移（現年課税分）	39
(4) 退職所得の分離課税に係る所得割額等の推移	40
(5) 分離譲渡所得に係る調定額等の推移	40
(6) 市民税申告に関する調	40
(7) 個人市民税と府民税の収入額の推移（現年課税分）	40
(8) 令和5年度所得割納税義務者課税標準額段階別調	41
(9) 令和5年度市民税等の納税義務者等に関する調	42
(10) 令和5年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	43
(11) 法人市民税調定額等の推移（現年課税分）	44
(12) 令和4年度業種別法人社数	44
(13) 令和4年度資本金等別法人社数	45

#### V. <固定資産税・都市計画税>

---

(1) 納税義務者の推移	46
(2) 土地・家屋異動申告件数	46
(3) 土地に関する概要	47
(4) 農地に関する概要	49
(5) 家屋に関する概要	50
(6) 家屋の種類別1㎡当りの平均価格	50
(7) 償却資産に関する概要	51
(8) 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調	52
(9) 償却資産の課税標準の特例を受けるもの	52
(10) 審査の申出状況	53
(11) 交付金の状況	53

## VI. <諸税>

---

(1) 軽自動車税（種別割）	
(ア) 令和5年度車種別調定内訳	54
(イ) 車種別台数及び構成比の推移	55
(2) 市たばこ税	56
(3) 入湯税	56
(4) 事業所税	57
(5) 特別土地保有税	57

## VII. <納税>

---

(1) 不納欠損額	58
(2) 市税口座振替加入状況	59
(3) 財産差押状況	60

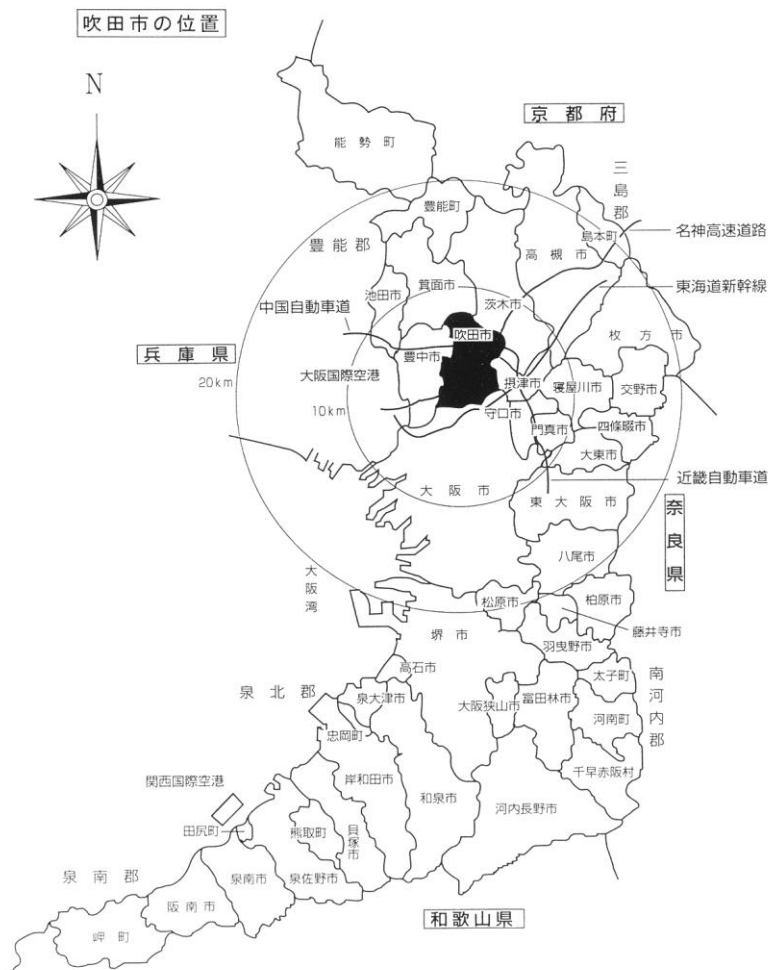
## VIII. <税外収入>

---

(1) 証明・閲覧等の状況	61
(2) 督促手数料及び延滞金に関する調	62
(3) 個人府民税徴収取扱事務費委託金	62
(4) 市町村交付金調整金	62

# I. 市の概況

## (1) 吹田市の概要



市制施行
昭和15年(1940年)4月1日
市役所の住所
大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
面積
36.09km <sup>2</sup>
広ぼう
東西 6.3km 南北 9.6km

人口
381,238 人
世帯数
182,636 世帯

※令和5年3月31日現在

## (2) 基準財政需要額、基準財政収入額比較表

区分 年度	基準財政需要額 (千円)	基準財政収入額 (千円)	財政力指数	
			単年度	3か年平均
30	53,449,513	52,864,294	0.98905	0.98836
令和元	54,025,452	53,485,093	0.99000	0.98966
2	56,827,570	55,936,325	0.98432	0.98779
3	58,168,480	55,019,494	0.94586	0.97339
4	60,221,931	57,520,219	0.95514	0.96177
5	61,530,185	59,177,518	0.96176	0.95426

## (3) 令和4年度一般会計款別歳入歳出決算額

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
款 別	収 入 済 額	構 成 比 (%)	款 別	支 出 済 額	構 成 比 (%)
1 市 税	70,515,034	44.1	1 議 会 費	703,176	0.5
2 地 方 譲 与 税	596,530	0.4	2 総 務 費	14,972,505	9.6
3 利 子 割 交 付 金	71,475	0.0	3 民 生 費	76,538,058	48.8
4 配 当 割 交 付 金	598,035	0.4	4 衛 生 費	17,714,609	11.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	429,054	0.3	5 労 働 費	191,424	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	942,568	0.6	6 農 業 費	67,680	0.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金	8,902,731	5.6	7 商 工 費	2,693,079	1.7
8 環 境 性 能 割 交 付 金	129,688	0.1	8 土 木 費	13,902,562	8.9
9 地 方 特 例 交 付 金	387,710	0.2	9 消 防 費	5,068,286	3.2
10 地 方 交 付 税	2,967,755	1.9	10 教 育 費	18,364,331	11.7
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	36,853	0.0	12 公 債 費	6,521,259	4.2
12 分 担 金 及 び 負 担 金	787,343	0.5	13 諸 支 出 金	14,893	0.0
13 使 用 料 及 び 手 数 料	2,681,978	1.7			
14 国 庫 支 出 金	40,264,387	25.2			
15 府 支 出 金	11,282,124	7.1			
16 財 産 収 入	507,542	0.3			
17 寄 附 金	1,019,317	0.6			
18 繰 入 金	3,588,706	2.2			
19 諸 収 入	3,555,790	2.2			
20 市 債	7,580,100	4.7			
21 自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,334	0.0			
22 繰 越 金	2,960,187	1.9			
歳 入 合 計	159,809,241	100.0	歳 出 合 計	156,751,862	100.0

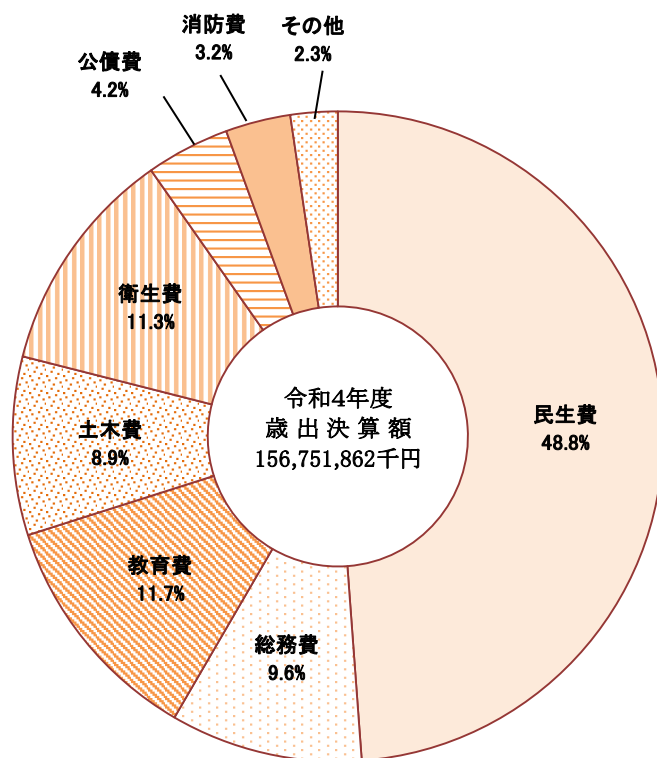
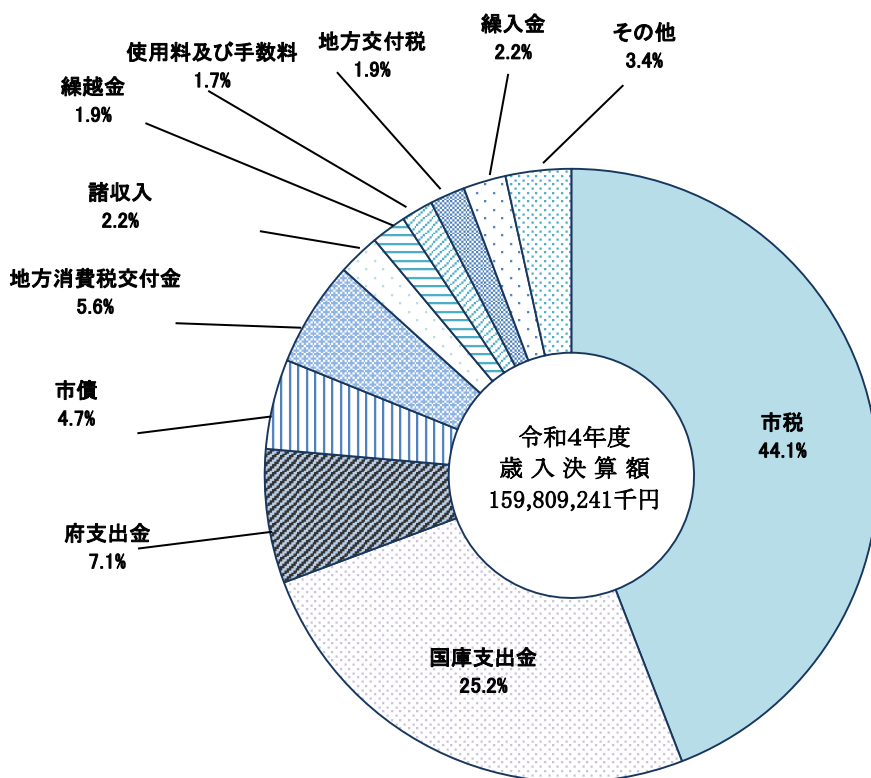
(合計数値は四捨五入の関係上、各集計の合計と一致しない場合があります。)

(単位:千円)

歳 入 歳 出 差 引 額	3,057,379
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	1,737,482
実 質 収 支 額	1,319,897
単 年 度 収 支	△ 1,273,401

(上記数値は四捨五入の関係上、各集計の合計と一致しない場合があります。)

(4) 令和4年度一般会計款別歳入歳出決算図表



## Ⅱ. 税務機構

### (1) 税務部事務分掌

課	事 務 分 掌
税 制 課	(1) 税務の調査、研究及び企画に関する事項 (2) 吹田市市税条例及び吹田市市税条例施行規則の原案の作成に関する事項 (3) 市税及び個人の府民税(以下「市税等」という。)の調定の集計及び会計管理者への通知に関する事項 (4) 個人の府民税の払込み、報告及び徴収委託金に関する事項 (5) 税務統計の報告に関する事項 (6) 所得証明に関する事項 (7) 市税等の納税証明に関する事項 (8) 納税意識の啓発に関する事項 (9) 軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税(次号及び第11号において「軽自動車税等」という。)の賦課に関する事項 (10) 軽自動車税等の減免に関する事項 (11) 軽自動車税等に係る犯則の取締りに関する事項 (12) 市税審議会に関する事項 (13) 部内の総合調整及び庶務に関する事項
資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税(次号及び第6号において「固定資産税等」という。)の賦課に関する事項 (2) 固定資産税等の減免に関する事項 (3) 固定資産課税台帳記載事項等に係る証明及び閲覧に関する事項 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 (5) 固定資産の調査及び評価に関する事項 (6) 固定資産税等に係る犯則の取締りに関する事項 (7) 固定資産評価員の事務に関する事項
市 民 税 課	(1) 個人の市民税及び府民税並びに法人の市民税(以下市民税課の項において「市民税等」という。)の賦課に関する事項 (2) 市民税等の減免に関する事項 (3) 市民税等に係る犯則の取締りに関する事項
納 税 課	(1) 市税等の収入消込みに関する事項 (2) 市税等の督促状の発付に関する事項 (3) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事項 (4) 市税等の滞納繰越に関する事項 (5) 納税貯蓄組合に関する事項 (6) 市税等の収入状況の報告に関する事項 (7) 市税等の口座振替に関する事項 (8) 市税等の納税猶予等に関する事項 (9) 市税等の滞納整理に関する事項 (10) 市税等の滞納処分及び滞納処分の停止に関する事項 (11) 市税等の不納欠損に関する事項 (12) 市税等の有価証券の取立委任に関する事項 (13) 市税等の領収証書等の管理に関する事項
管 債 理 課	(1) 債権の管理に係る企画及び調整に関する事項 (2) 滞納債権に係る助言及び指導に関する事項 (3) 強制徴収公債権の滞納整理に関する事項(他の課等から移管を受けたものに限る。)



## (2) 税務職員数

(単位:人)

部	部長	次長	課	課長	課長代理	担当	主査	主任	係員	小計	合計
税 務 部	1	1	税制課	1	1	税制グループ	2	3 (再任1)	1	6	16
				主幹 1 (再任1)	諸税グループ	2	1	2	5		
			小計	1	2		4	4	3	11	
			資産税課	1	1	賦課・証明担当	3	4	4 (再任1)	11	35
				参事 1	主幹 2 (再任1)	土地担当	2	0	6	8	
						家屋担当	3	5 (再任1)	3	11	
			小計	2	3		8	9	13	30	
			市民税課	1	1	個人課税・法人課税グループ	4	6 (再任2)	6	16	28
				主幹 1	システム管理グループ	1	4	4	9		
					小計	1	2		5	10	
			納税課	1	1	管理グループ	3	9 (再任2)	2	14	32
				主幹 3 (再任2)	管理グループ(標準化担当)	1	0	0	1		
					納税グループ	3	5	4	12		
			小計	1	4		7	14	6	27	
			債権管理課	1	1	庶務・企画担当	1	0	0	1	7
				主幹 1	滞納整理担当	1	2	0	3		
小計	1	2				2	2	0	4		
合計	1	1		6	13			97		118	

(令和5年9月1日現在)

(注) 1. 固定資産評価員は上記に含まず。

2. 担当員欄の(再任)は再任用職員、職員数を含む。

3. 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで地方税共同機構に派遣中の市民税課所属職員1名は上記に含まず。

## (3) 税務職員の手当

区 分	種 類 及 び 基 準		
市税等徴収業務 特殊勤務手当	市税徴収手当		
	1 件数割	(1) 現年課税分 (2) 滞納繰越分	徴収1件につき 5円 徴収1件につき 20円
	2 差押え		1件につき 300円
	3 金額割	(1) 現年課税分 (2) 滞納繰越分 (3) 延滞金分	徴収金額の 1/1,000 徴収金額の 3/1,000 徴収金額の 20/1,000
	※ 徴収手当は月額30,000円を限度とする		

(4) 特別土地保有税審議会の構成

平成15年6月17日付けで廃止

(5) 市税審議会の構成

◎印は会長、○印は副会長

委員氏名	所属
◎ 石田 和之	関西大学
大川 雅子	近畿税理士会吹田支部
徳原 秀樹	連合大阪北大阪地域協議会 吹撰地区協議会
番田 晶子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部(NACS西日本支部)
三浦 晴彦	大阪学院大学
○ 山口 淳	吹田商工会議所
渡辺 裕美子	吹田青年会議所

(令和5年9月1日現在)

(6) 固定資産評価員

固定資産評価員	中川 明仁
---------	-------

(令和4年4月1日就任)

(7) 固定資産評価審査委員会の構成

役職	氏名	就任日
委員長	八木 正雄	平成30年6月28日
委員長職務代理	田中 義久	令和2年3月30日
委員	永田 絵理	令和3年9月12日
事務局	事務局長 (農業委員会事務局長兼務) 書記 3名 (税制課職員兼務)	

(令和5年9月1日現在)

### Ⅲ.市税総括

#### (1) 市税年度別収入状況及び伸長率

(単位:円、%)

年度(予算額)		平成30 (67,118,570,000)			
税目	項目	調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 均 等 割	617,153,000	612,807,682	99.3	101.4
	所 得 割	27,436,474,350	27,250,534,976	99.3	102.0
	計	28,053,627,350	27,863,342,658	99.3	102.0
	法 均 等 割	1,206,903,400	1,204,956,216	99.8	101.1
人	法 人 税 割	3,816,182,300	3,810,025,377	99.8	106.3
	計	5,023,085,700	5,014,981,593	99.8	105.0
小 計		33,076,713,050	32,878,324,251	99.4	102.4
固 定 資 産 税	純 土 地	9,548,047,400	9,504,445,229	99.5	101.8
	固定 家 屋	12,334,830,200	12,278,389,054	99.5	101.5
	資産 償 却 資 産	2,884,506,300	2,883,709,700	100.0	98.0
	税 計	24,767,383,900	24,666,543,983	99.6	101.2
	交 付 金	653,547,400	653,547,400	100.0	97.6
小 計		25,420,931,300	25,320,091,383	99.6	101.1
軽 自 動 車 税		261,811,000	253,627,980	96.9	103.0
市 た ば こ 税		1,693,287,963	1,693,282,601	100.0	98.1
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-
現 年 課 税 分 合 計		60,452,743,313	60,145,326,215	99.5	101.7
滞 納 繰 越 分	市 民 税	800,231,411	229,745,442	28.7	74.3
	固 定 資 産 税	394,120,124	153,118,892	38.9	82.8
	軽 自 動 車 税	23,373,777	5,448,968	23.3	102.2
	市 た ば こ 税	0	0	0.0	-
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-
合 計		1,217,725,312	388,313,302	31.9	77.8
普 通 税 合 計		61,670,468,625	60,533,639,517	98.2	101.5
事 業 所 税		1,046,328,800	1,046,328,800	100.0	101.4
入 湯 税		23,931,525	23,931,525	100.0	101.9
都 市 計 画 税		5,628,267,700	5,602,483,806	99.5	101.2
滞 納	事 業 所 税	0	0	0.0	-
	都 市 計 画 税	102,046,763	39,691,721	38.9	83.2
市 税 合 計		68,471,043,413	67,246,075,369	98.2	101.5

(単位:円、%)

税目		年度(予算額)		令和元年度 (68,084,527,000)			
		項目		調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個人	均 等 割	629,446,300	624,550,380	99.2	101.9	
		所 得 割	27,714,072,026	27,505,477,562	99.2	100.9	
		計	28,343,518,326	28,130,027,942	99.2	101.0	
	法人	均 等 割	1,204,392,200	1,200,810,431	99.7	99.7	
		法 人 税 割	4,027,664,500	4,015,686,539	99.7	105.4	
	計	5,232,056,700	5,216,496,970	99.7	104.0		
	小 計	33,575,575,026	33,346,524,912	99.3	101.4		
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,584,525,400	9,538,058,612	99.5	100.4	
		家 屋	12,725,394,900	12,662,048,250	99.5	103.1	
		償 却 資 産	3,058,720,500	3,057,744,600	100.0	106.0	
		計	25,368,640,800	25,257,851,462	99.6	102.4	
	交 付 金	646,747,300	646,747,300	100.0	99.0		
	小 計	26,015,388,100	25,904,598,762	99.6	102.3		
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	3,835,800	3,835,800	100.0	-		
	種 別 割	268,510,600	261,442,270	97.4	103.1		
	小 計	272,346,400	265,278,070	97.4	104.6		
市	た ば こ 税	1,697,908,805	1,697,908,805	100.0	100.3		
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-		
	現 年 課 税 分 合 計	61,561,218,331	61,214,310,549	99.4	101.8		
滞 納 繰 越 分	市 民 税	672,558,881	219,831,006	32.7	95.7		
	固 定 資 産 税	318,532,526	116,783,628	36.7	76.3		
	軽 自 動 車 税	24,208,129	7,229,451	29.9	132.7		
	市 た ば こ 税	5,362	5,362	100.0	-		
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-		
	合 計	1,015,304,898	343,849,447	33.9	88.5		
	普 通 税 合 計	62,576,523,229	61,558,159,996	98.4	101.7		
	事 業 所 税	1,071,247,800	1,068,061,800	99.7	102.1		
	入 湯 税	23,241,300	23,241,300	100.0	97.1		
	都 市 計 画 税	5,707,277,400	5,679,049,515	99.5	101.4		
滞 納	事 業 所 税	0	0	0.0	-		
	都 市 計 画 税	82,168,593	30,180,036	36.7	76.0		
市	税 合 計	69,460,458,322	68,358,692,647	98.4	101.7		

(単位:円、%)

税目		年度(予算額)		令和2年度 (67,402,278,000)			
		項目		調 定 額	収 入 額	収 入 率	前年度比
市 民 税	個 人	均 等 割	641,279,800	636,826,597	99.3	102.0	
		所 得 割	28,440,996,175	28,248,637,446	99.3	102.7	
		計	29,082,275,975	28,885,464,043	99.3	102.7	
	法 人	均 等 割	1,204,864,800	1,186,325,633	98.5	98.8	
		法 人 税 割	3,267,080,400	3,216,810,072	98.5	80.1	
		計	4,471,945,200	4,403,135,705	98.5	84.4	
小	計	33,554,221,175	33,288,599,748	99.2	99.8		
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,658,951,900	9,363,823,485	96.9	98.2	
		家 屋	13,066,738,100	12,667,332,746	96.9	100.0	
		償 却 資 産	3,036,043,400	2,717,404,200	89.5	88.9	
		計	25,761,733,400	24,748,560,431	96.1	98.0	
	交 付 金	642,775,900	642,775,900	100.0	99.4		
小	計	26,404,509,300	25,391,336,331	96.2	98.0		
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	11,275,900	11,275,900	100.0	294.0		
	種 別 割	275,350,500	269,299,010	97.8	103.0		
	小	計	286,626,400	280,574,910	97.9	105.8	
市	た ば こ 税	1,641,485,063	1,641,452,277	100.0	96.7		
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-		
現 年 課 税 分 合 計		61,886,841,938	60,601,963,266	97.9	99.0		
滞 納 繰 越 分	市 民 税	628,234,568	220,058,262	35.0	100.1		
	固 定 資 産 税	281,569,183	122,358,705	43.5	104.8		
	軽 自 動 車 税	21,945,108	7,521,891	34.3	104.0		
	市 た ば こ 税	0	0	0.0	0.0		
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-		
合 計	931,748,859	349,938,858	37.6	101.8			
普 通 税 合 計		62,818,590,797	60,951,902,124	97.0	99.0		
事 業 所 税		1,092,825,900	1,077,525,300	98.6	100.9		
入 湯 税		16,060,800	16,060,800	100.0	69.1		
都 市 計 画 税		5,801,116,300	5,623,631,138	96.9	99.0		
滞 納	事 業 所 税	3,186,000	3,186,000	100.0	-		
	都 市 計 画 税	72,342,576	31,556,328	43.6	104.6		
市 税 合 計		69,804,122,373	67,703,861,690	97.0	99.0		

(単位:円、%)

税目		年度(予算額)		令和3年度 (67,417,331,000)			
		項目		調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個人	均 等 割	647,269,700	643,897,835	99.5	101.1	
		所 得 割	28,762,351,963	28,604,547,225	99.5	101.3	
		計	29,409,621,663	29,248,445,060	99.5	101.3	
	法人	均 等 割	1,202,473,500	1,200,304,091	99.8	101.2	
		法 人 税 割	2,802,803,400	2,797,746,799	99.8	87.0	
	計	4,005,276,900	3,998,050,890	99.8	90.8		
	小計	33,414,898,563	33,246,495,950	99.5	99.9		
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,691,942,200	9,653,614,636	99.6	103.1	
		家 屋	12,927,684,500	12,875,856,275	99.6	101.6	
		償 却 資 産	2,905,513,300	2,904,340,800	100.0	106.9	
		計	25,525,140,000	25,433,811,711	99.6	102.8	
	交 付 金	628,789,000	628,789,000	100.0	97.8		
	小計	26,153,929,000	26,062,600,711	99.7	102.6		
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	12,361,300	12,361,300	100.0	109.6		
	種 別 割	282,402,700	276,528,973	97.9	102.7		
	小計	294,764,000	288,890,273	98.0	103.0		
市	た ば こ 税	1,767,901,461	1,767,901,461	100.0	107.7		
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-		
現 年 課 税 分 合 計		61,631,493,024	61,365,888,395	99.6	101.3		
滞 納 繰 越 分	市 民 税	610,514,095	253,718,997	41.6	115.3		
	固 定 資 産 税	1,158,640,943	1,024,072,733	88.4	836.9		
	軽 自 動 車 税	18,317,258	6,403,730	35.0	85.1		
	市 た ば こ 税	32,786	1,001	3.1	-		
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-		
	合 計	1,787,505,082	1,284,196,461	71.8	367.0		
普 通 税 合 計		63,418,998,106	62,650,084,856	98.8	102.8		
事 業 所 税		1,048,154,900	1,045,790,700	99.8	97.1		
入 湯 税		14,800,125	9,744,050	65.8	60.7		
都 市 計 画 税		5,768,938,600	5,745,890,405	99.6	102.2		
滞 納	事 業 所 税	15,300,600	14,536,800	95.0	456.3		
	都 市 計 画 税	214,936,761	180,832,217	84.1	573.0		
市 税 合 計		70,481,129,092	69,646,879,028	98.8	102.9		

(単位:円、%)

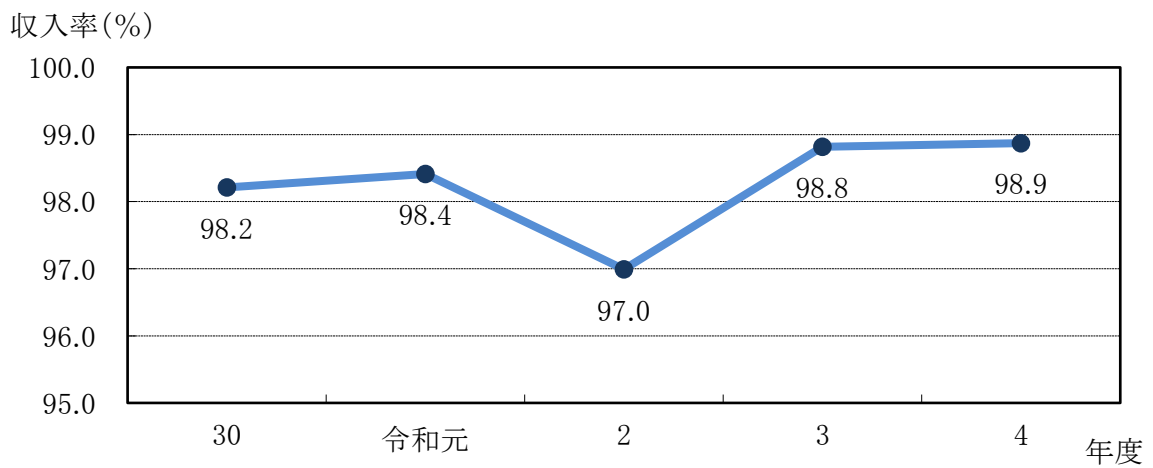
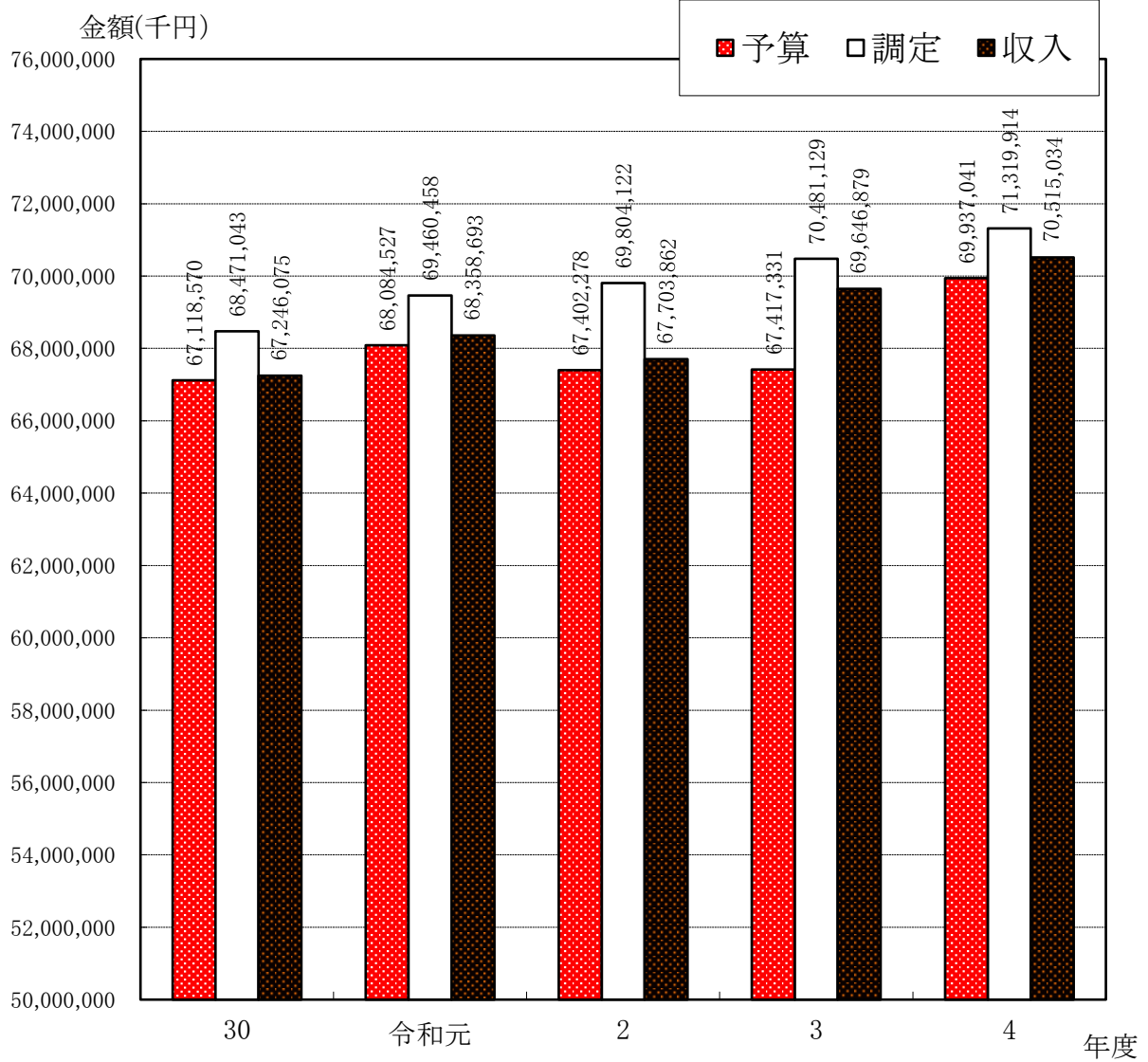
年度(予算額)		令和4年度 (69,937,041,000)				
税目	項目	調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比	
市民税	個人均等割 所得割 計	658,710,800	654,740,412	99.4	101.7	
		29,401,397,257	29,213,420,492	99.4	102.1	
		30,060,108,057	29,868,160,904	99.4	102.1	
	法人均等割 法人税割 計	1,255,720,000	1,253,725,282	99.8	104.5	
		3,191,309,100	3,186,239,688	99.8	113.9	
		4,447,029,100	4,439,964,970	99.8	111.1	
	小計	34,507,137,157	34,308,125,874	99.4	103.2	
	固定資産税	純固定資産税 土地家賃 却資産 計	9,744,772,700	9,709,097,913	99.6	100.6
			13,574,907,300	13,525,103,411	99.6	105.0
			2,906,357,300	2,905,968,800	100.0	100.1
26,226,037,300			26,140,170,124	99.7	102.8	
交付金		581,325,200	581,325,200	100.0	92.5	
小計		26,807,362,500	26,721,495,324	99.7	102.5	
軽自動車税	環境性能割	19,787,700	19,787,700	100.0	160.1	
	種別割	290,744,700	284,420,741	97.8	102.9	
	小計	310,532,400	304,208,441	98.0	105.3	
市たばこ税		1,863,214,817	1,863,214,817	100.0	105.4	
特別土地保有税		0	0	0.0	-	
現年課税分合計		63,488,246,874	63,197,044,456	99.5	103.0	
滞納繰越分	市民税	491,448,696	174,592,286	35.5	68.8	
	固定資産税	218,224,191	89,916,153	41.2	8.8	
	軽自動車税	16,061,365	5,364,550	33.4	83.8	
	市たばこ税	31,785	0	0.0	0.0	
	特別土地保有税	0	0	0.0	-	
合計	725,766,037	269,872,989	37.2	21.0		
普通税合計		64,214,012,911	63,466,917,445	98.8	101.3	
事業所税		1,059,850,400	1,057,727,800	99.8	101.1	
入湯税		16,874,775	16,874,775	100.0	173.2	
都市計画税		5,965,829,100	5,943,907,349	99.6	103.4	
滞納	事業所税	3,128,000	1,926,222	61.6	13.3	
	入湯税	5,020,600	5,020,600	100.0	-	
	都市計画税	55,197,979	22,660,125	41.1	12.5	
市税合計		71,319,913,765	70,515,034,316	98.9	101.2	

(単位:千円、%)

税目		年度		令和5年度当初予算額	
		項目		予算額	当初予算前年度比
市 民 税	個人	均等割		657,755	101.2
		所得割		29,447,344	104.2
		計		30,105,099	104.2
	法人	均等割		1,242,350	106.0
		法人税割		3,031,729	123.2
小計			4,274,079	117.7	
固定資産税	純固定資産税	土地		9,701,890	101.4
		家屋		13,691,482	102.8
		償却資産		2,825,191	98.4
		計		26,218,563	101.8
	交付金		587,984	111.0	
小計			26,806,547	102.0	
軽自動車税	環境性能割		18,887	89.5	
	種別割		287,931	105.7	
	小計		306,818	104.5	
市たばこ税			1,763,821	106.4	
特別土地保有税			0	-	
現年課税分合計			63,256,364	104.1	
滞納繰越分	市民税		192,629	90.6	
	固定資産税		125,214	79.0	
	軽自動車税		4,845	89.7	
	特別土地保有税		0	-	
合計			322,688	85.7	
普通税合計			63,579,052	104.0	
入湯税			16,456	73.6	
事業所税			1,047,526	99.1	
都市計画税			5,996,024	102.2	
滞納	入湯税		0	0.0	
	事業所税		0	0.0	
	都市計画税		29,742	80.0	
市税合計			70,668,800	103.7	



(2) 市税予算・調定・収入及び収入率の推移



### (3) 市税年度別負担額

#### (その1) 1世帯当りの市税年度別負担額

(単位:円)

年度 区別	30	令和元	2	3	4
市民税	192,658	192,664	189,152	186,738	188,806
固定資産税	148,230	149,358	144,021	150,987	146,802
軽自動車税	1,508	1,564	1,626	1,646	1,695
市たばこ税	9,853	9,746	9,266	9,855	10,202
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	6,089	6,130	6,100	5,911	5,802
都市計画税	32,832	32,770	31,923	33,037	32,669
合計	391,309	392,365	382,179	388,228	386,096
世帯数	世帯 171,849	世帯 174,222	世帯 177,152	世帯 179,397	世帯 182,636

(注)1.数値は収入済額を、年度末現在の世帯数で除したものです。

2.固定資産税は、交付金を含みます。

3.合計には入湯税を含みます。

(その2) 1人当たりの市税年度別負担額

(単位:円)

年度 区別	30	令和元	2	3	4
市民税	89,233	89,755	88,896	88,442	90,449
固定資産税	68,655	69,580	67,686	71,510	70,327
軽自動車税	698	729	764	780	812
市たばこ税	4,564	4,540	4,355	4,667	4,887
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	2,820	2,856	2,867	2,799	2,780
都市計画税	15,207	15,266	15,003	15,647	15,651
合計	181,242	182,788	179,613	183,871	184,963
人口	人 371,030	人 373,978	人 376,944	人 378,781	人 381,238

(注)1.数値は収入済額を、年度末現在の人口で除したものです。

2.固定資産税は、交付金を含みます。

3.合計には入湯税を含みます。

## (4) 市税の徴収に要する経費(課税状況調より)

(単位:千円)

区 分		年 度			
		30	令和元	2	
税収入額	A 市 税	67,264,653	68,379,527	67,724,631	
	B 個人 の 府 民 税	18,628,975	18,795,306	19,296,891	
	C 税 収 入 額 計	85,893,628	87,174,833	87,021,522	
徴 税 費	人 件 費	D 基 本 給	423,161	424,718	420,324
		E 諸 手 当 (注1)	238,129	234,727	234,268
		① 超 過 勤 務 手 当	37,253	39,230	41,497
		② 税 務 特 別 手 当	3,923	2,478	1,776
		③ その他の手当	196,953	193,019	190,995
		F+G+H そ の 他 (注2)	146,379	144,904	149,243
		I 小 計	807,669	804,349	803,835
	需 用 費	J 旅 費	903	1,065	822
		K 賃 金	41,591	42,118	26,942
		L そ の 他	151,567	303,033	201,824
		M 小 計	194,061	346,216	229,588
	報 奨 金 等	N 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	0	0	0
		O 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0
		P 納 税 奨 励 金	0	0	0
		Q そ の 他	3	3	3
		R 小 計	3	3	3
	人件費、需用費、報奨金等の合計 ( I + M + R )		1,001,733	1,150,568	1,033,426
	S そ の 他		43,281	45,737	49,181
	T 徴 税 費 合 計		1,045,014	1,196,305	1,082,607
	府 民 税 徴 収 取 扱 費	U 納 税 義 務 者 数 等 を 基 準 に した 金 額	528,934	540,493	551,817
V 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額		0	0	0	
W 府 民 税 徴 収 取 扱 費 計		528,934	540,493	551,817	
市 税 に 係 る 徴 税 費	X T - W	516,080	655,812	530,790	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 (%)	府 民 税 を 含 め た 場 合 $\frac{T}{C}$	1.2	1.4	1.2	
	市 税 の み の 場 合 $\frac{X}{A}$	0.8	1.0	0.8	

(注) 1. 諸手当の③は税務特殊勤務手当、④は管理職手当+その他の手当の合計です。

2. 人件費のうち、その他については、課税状況調の「共済組合負担金等(F)」、「報酬(G)」及び「その他(H)」の合計です。

(単位:千円)

区 分		年 度		
		3	4	
税収入額	A 市 税	69,667,524	70,539,746	
	B 個人 の 府 民 税	19,533,224	19,918,265	
	C 税 収 入 額 計	89,200,748	90,458,011	
徴 税 費	人 件 費	D 基 本 給	437,903	433,620
		E 諸 手 当 (注1)	234,142	216,165
		㊦ 超過勤務手当	41,081	31,368
		㊧ 税務特別手当	1,975	1,446
		㊨ その他の手当	191,086	183,351
		F+G そ の 他 (注2)	154,385	160,497
	H 小 計	826,430	810,282	
	物 件 費	I 旅 費	330	453
		J そ の 他	153,594	330,927
		K 小 計	153,924	331,380
	報 奨 金 等	L 納期前納付の報奨金	0	0
		M 納税貯蓄組合補助金	0	0
		N 納 税 奨 励 金	0	0
		O そ の 他	3	3
	P 小 計	3	3	
	人件費、物件費、報奨金等の合計 ( H + K + P )		980,357	1,141,665
	Q そ の 他		53,422	54,222
	R 徴 税 費 合 計		1,033,779	1,195,887
	府 民 税 徴 取 取 扱 費	S 納税義務者数等を基準にした金額	557,382	566,354
		T 報奨金の額に相当する金額	0	0
U 府 民 税 徴 取 取 扱 費 合 計		557,382	566,354	
市税に係る 徴 税 費	V R - U	476,397	629,533	
税収入額に 対する徴税 費 の 割 合 (%)	府民税を含めた場合 $\frac{R}{C}$	1.2	1.3	
	市税のみの場合 $\frac{V}{A}$	0.7	0.9	

(注)1. 諸手当の㊧は税務特殊勤務手当、㊨は管理職手当+その他の手当の合計です。

2. 人件費のうち、その他については、課税状況調の「報酬(F)」及び「その他(G)」の合計です。

(5) 令和5年度市税一覧表

税目	納税義務者等	税率等	申告期限	納期
市民税(個人)	賦課期日 1月1日 ・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者(均等割)	・個人均等割 3,500円 ・個人所得割 一律 6% 退職所得分離課税 6%	個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	普通徴収 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月16日～12月28日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 徴収の翌月10日 特例 6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 年金特別徴収 2・4・6・8・10・12月分 徴収の翌月10日
市民税(法人)	・市内に事務所又は事業所、を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの(法人税割)	・法人均等割 資本金等の金額 従業員 年税率 50億円超 50人超 300万円 50億円超 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50億円以下 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 10億円以下 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 1億円以下 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外の法人 5万円 ・法人税割 資本金又は出資金の金額 税率 1億5千万円超 8.4% 1億5千万円以下 6.0% ※令和元年10月1日以後開始の事業年度より適用	法人税申告期限	申告期限と同じ
固定資産税	賦課期日 1月1日 固定資産の所有者 ・土地 ・家屋 ・償却資産	課税標準額の 1.4% 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・償却資産 1月31日	第1期5月16日～5月31日 第2期7月16日～7月31日 第3期9月16日～10月2日 第4期12月16日～12月28日
交付金	算定基準日 前年3月31日 貸付固定資産等を所有する国、地方公共団体	算定標準額の 1.4%		毎年6月30日
軽自動車税(環境性能割)	3輪以上の軽自動車の取得者 ※売主が所有権を留保している場合は、買主(使用者)を取得者とみなします。 ・3輪以上の軽自動車 △令和元年10月1日以降の軽自動車の取得者に対し、新車・中古車を問わず課税されます。 △環境性能割の賦課徴収は、当分の間、大阪府が行います。	軽自動車の取得価額(課税標準額) × 税率 = 税額 免税点: 取得価格が50万円以下 車種 税率等 電気軽自動車 非課税 天然ガス軽自動車 非課税 ガソリン軽自動車 乗用 R12年度燃費基準75%達成 自家用 非課税 営業用 非課税 R12年度燃費基準60%達成 自家用 1% 営業用 0.5% R12年度燃費基準55%達成 営業用 1% 上記以外 2% ハイブリッド軽自動車 貨物 H27年度燃費基準+25%達成 自家用 非課税 営業用 非課税 H27年度燃費基準+20%達成 自家用 1% 営業用 0.5% H27年度燃費基準+15%達成 自家用 2% 営業用 1% 上記以外 2% ※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出ガス基準値から10%以上低減達成車に限り、 ※ガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限り、 ※R12年燃費基準75%以上達成又は60%以上達成車は、R2年燃費基準を達成しているものに限り、	・新たに車両番号の指定を受ける軽自動車を取得した場合 車両番号の指定を受ける時 ・上記以外の軽自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき軽自動車を取得した場合 事由発生日から15日以内	申告期限と同じ

税目	摘要	納税義務者等	税率等		申告期限	納期			
軽自動車税 (種別割)	賦課期日 4月1日  軽自動車等の所有者 ※売主が所有権を留保している場合は、買主(使用者)を取得者とみなします。  ・原動機付自転車  ・軽自動車  ・小型特殊自動車	車種・排気量		年額	納税義務の発生 後15日以内  納税義務が消滅 した日から30日 以内  5月1日～5月31日				
		原動機付 自転車	50cc以下	2,000円					
			50cc超 90cc以下	2,000円					
			90cc超 125cc以下	2,400円					
		軽自動車	ミニカー	3,700円					
			2 輪				3,600円		
				3 輪			旧税率	3,100円	
							新税率	3,900円	
							重課税率	4,600円	
							75%軽課	1,000円	
							50%軽課	2,000円	
			25%軽課	3,000円					
			4 輪	乗 用			自 家 用	旧税率	7,200円
								新税率	10,800円
								重課税率	12,900円
							75%軽課	2,700円	
							営 業 用	旧税率	5,500円
		新税率						6,900円	
		重課税率		8,200円					
		75%軽課		1,800円					
50%軽課	3,500円								
25%軽課	5,200円								
貨 物 用	自 家 用	旧税率		4,000円					
		新税率		5,000円					
		重課税率	6,000円						
	75%軽課	1,300円							
	営 業 用	旧税率	3,000円						
		新税率	3,800円						
重課税率		4,500円							
75%軽課		1,000円							
	小型特殊自動 車	農耕作業用 2,400円							
	その他 5,900円								
	2輪の小型自動車 6,000円								
市たばこ税	卸売販売業者等	千本につき6,552円		前月の売渡しにつき 毎月末日までに申告納付					
特別土地 保有税	賦課期日 1月1日 一定規模の土地の所有者	(土地の取得価格)×1.4% -固定資産税相当額		5月31日	申告期限と同じ				
	平成15年度 より課税停止 賦課期日 1月1日・7月1日 一定規模の土地の取得者	免税点(基準面積) 5,000㎡未満 (土地の取得価格)×3% -不動産取得税相当額		2月末日 又は8月31日					
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	1人1日について 宿泊する者 150円 宿泊しない者 75円		前月分を毎月15日までに申告納付					
事業所税	事業所等において事業を行う 法人又は個人	・資産割 床面積1㎡につき600円、 免税点1,000㎡以下 ・従業者割 給与総額の0.25%、 免税点100人以下		(法人) 事業年度終了の 日から2か月以内 (個人) 翌年3月15日	申告期限と同じ				
都市計画税	賦課期日 1月1日 土地・家屋の所有者	課税標準額の 0.3% 免税点は固定資産税と同じ			固定資産税と同じ				

(6) 税率の変遷(その1)

年度		昭和41	42	43	44	45	46	47	48	
区分	個人均等割	市民税 400円		府民税 100円						
	市	市民税							市民税	
		15万円以下	2%	15万円超	3%	40万円超	4%	30万円以下	2%	
		70万円超	5%	100万円超	6%	150万円超	7%	80万円超	5%	
		250万円超	8%	400万円超	9%	600万円超	10%	250万円超	8%	
		1,000万円超	11%	2,000万円超	12%	3,000万円超	13%	1,000万円超	11%	
	5,000万円超	14%							5,000万円超	14%
	府民税							府民税		
	150万円以下	2%	150万円超	4%						
	退職所得分離課税は法定税率による									
法人均等割	1,800円	資本金1,000万円を超える法人及び相互会社 4,000円 その他の法人						2,400円		
法人税割	100分の8.9					100分の9.1				
固定資産税	100分の1.4 (S26年度より)									
軽自動車税	原動機付自転車									
	50cc以下	500円	90cc以下	800円	125cc以下	1,000円				
	軽自動車									
	2輪	1,500円	3輪	2,000円	4輪乗用	4,500円	4輪貨物	2,500円		
	小型特殊自動車									
	農耕作業用	1,000円	その他	3,000円						
2輪の小型自動車	2,500円									
市たばこ消費税	100分の15	100分の18.1								
全国平均単価	2,932円	3,036円	3,164円	3,641円	3,833円	3,955円	4,094円	4,206円		
電気税	100分の7							S48年10月より100分の6		
ガス税	100分の7							S48年10月より100分の6		
特別土地保有税								土地の保有 土地の取得		
事業所税										
都市計画税	100分の0.2									



49	50	51	52																																												
		市民税 1,200円	府民税 300円																																												
30万円超 3%	50万円超 4%																																														
110万円超 6%	150万円超 7%																																														
400万円超 9%	600万円超 10%																																														
2,000万円超 12%	3,000万円超 13%																																														
150万円超 4%																																															
法定税率による																																															
	資本金1億円超、 従業者数100人超	24,000円	資本金1億円超、 従業者数100人超																																												
	資本金1,000万円超1億円 以下又は資本金1億円超、 従業者数100人以下	12,000円	資本金1,000万円超1億円 以下又は資本金1億円超、 従業者数100人以下																																												
	上記以外の法人	7,200円	上記以外の法人																																												
S49年11月より100分の14.5 ただし資本金1億5千万円以下100分の12.1																																															
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">原動機付自転車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>650円</td> <td>90cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,300円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">軽自動車</td> </tr> <tr> <td>2輪</td> <td>2,000円</td> <td>3輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪乗用</td> <td>(自家用 5,900円 営業用 5,200円</td> <td colspan="2">S51年規制適合車 4,500円)</td> </tr> <tr> <td>4輪貨物</td> <td>(自家用 3,300円 営業用 2,900円</td> <td colspan="2">S51年規制適合車 2,500円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,300円</td> <td>その他</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3,300円</td> <td></td> </tr> </table>				原動機付自転車				50cc以下	650円	90cc以下	1,000円	125cc以下	1,300円			軽自動車				2輪	2,000円	3輪	2,600円	4輪乗用	(自家用 5,900円 営業用 5,200円	S51年規制適合車 4,500円)		4輪貨物	(自家用 3,300円 営業用 2,900円	S51年規制適合車 2,500円)		小型特殊自動車				農耕作業用	1,300円	その他	3,900円	2輪の小型自動車						3,300円	
原動機付自転車																																															
50cc以下	650円	90cc以下	1,000円																																												
125cc以下	1,300円																																														
軽自動車																																															
2輪	2,000円	3輪	2,600円																																												
4輪乗用	(自家用 5,900円 営業用 5,200円	S51年規制適合車 4,500円)																																													
4輪貨物	(自家用 3,300円 営業用 2,900円	S51年規制適合車 2,500円)																																													
小型特殊自動車																																															
農耕作業用	1,300円	その他	3,900円																																												
2輪の小型自動車																																															
		3,300円																																													
4,331円	4,437円	4,674円	6,701円																																												
S50年1月より100分の5																																															
S49年10月より100分の5 S50年1月より100分の4	S50年6月より100分の3	S52年1月より100分の2																																													
100分の1.4 100分の3																																															
		事業に係る事業所税																																													
		資産割	床面積1㎡につき300円																																												
		従業者割	給与総額の100分の0.25																																												
		新增設に係る事業所税	1㎡につき5,000円																																												

(その2)

年度		53	54	55		
区分						
市	個人均等割	S51年度より同じ				
	個人所得割	S48年度より同じ			市民税	
					30万円以下	2%
					30万円超	3%
45万円超					4%	
				70万円超	5%	
				100万円超	6%	
民	法人均等割	資本金50億円超、従業者数100人超	800,000円			
		資本金10億円超50億円以下、従業者数100人超	400,000円			
		資本金10億円超、従業者数100人以下	80,000円			
		資本金1億円超10億円以下、従業者数100人超	80,000円			
		資本金1億円超10億円以下、従業者数100人以下	24,000円			
		資本金1,000万円超1億円以下	24,000円			
		上記以外の法人	8,000円			
法人税割	S49年度より同じ					
固定資産税	S26年度より同じ					
軽自動車税	前年と同じ ただし4輪のS51年規制適合は 廃止され、税額は同家用 になる。	原動機付自転車	50cc以下 700円	90cc以下 1,100円		
			125cc以下 1,450円			
		軽自動車	2輪 2,200円	3輪 2,850円		
			4輪乗用 (自家用 6,500円 営業用 5,200円)			
			4輪貨物 (自家用 3,650円 営業用 2,900円)			
	小型特殊自動車	農耕作業用 1,450円 その他 4,300円				
		2輪の小型自動車	3,650円			
市たばこ消費税	S42年度より同じ					
全国平均単価	6,796円	6,890円	6,989円			
電気税	S49年度より同じ					
ガス税	S51年度より同じ					
特別土地保有税	S48年度より同じ					
事業所税	S51年度より同じ			事業に係る事業所税 資産割 従業者割		
都市計画税	100分の0.25					

56	57	58
----	----	----

市民税 1,500円		府民税 500円			
		府民税			
130万円超	7%	950万円超	11%	150万円以下	2%
230万円超	8%	1,900万円超	12%	150万円超	4%
370万円超	9%	2,900万円超	13%		
570万円超	10%	4,900万円超	14%		

退職所得分離課税は法定税率による

資本等の金額が50億円超、従業者数100人超	800,000円	資本等の金額が50億円超、従業者数50人超	1,200,000円
資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者数100人超	400,000円	資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者50人超	700,000円
資本等の金額が10億円超、従業者数100人以下	80,000円	資本等の金額が10億円超、従業者数50人以下	160,000円
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数100人超	80,000円	資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人超	160,000円
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数100人以下	24,000円	資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人以下	60,000円
資本等の金額が1,000万円超1億円以下	24,000円	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人超	60,000円
上記以外の法人	8,000円	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人以下	48,000円
		資本等の金額が1,000万円以下、従業者数50人超	48,000円
		上記以外の法人	16,000円
100分の14.7 ただし資本金1億5千万円以下 100分の12.3			

8,151円	8,590円	8,670円
--------	--------	--------

<p>床面積1㎡につき500円(昭和55年6月申告分より)</p> <p>給与総額の100分の0.25</p>		<p>           1㎡につき6,000円(昭和55年6月申告分より)            100分の0.3         </p>	
---	--	--	--

## (その3)

区分		年度	59	60				
市 民 税	個人均等割		S55年度より同じ	市民税 2,000円				
	個人所得割		S55年度より同じ	市民税				
		20万円以下		2.5%	120万円超			
		20万円超		3%	220万円超			
		45万円超		4%	370万円超			
		70万円超		5%	570万円超			
				90万円超	6%			
				退職所得分離課税は法定税率による				
	法人均等割	資本等の金額が50億円超、従業者数50人超			3,000,000円			
		資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者数50人超			1,750,000円			
資本等の金額が10億円超、従業者数50人以下				400,000円				
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人超				400,000円				
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人以下				150,000円				
法人税割		S56年度より同じ						
固定資産税		S26年度より同じ						
軽自動車税	原動機付自転車			小型特殊自動車				
	50cc以下	1,000円	90cc以下	1,200円	125cc以下	1,600円	農耕作業用	1,600円
				(S60年度よりミニカー	2,500円)	その他	4,700円	
	軽自動車	2輪	2,400円	3輪	3,100円	2輪の小型自動車	4,000円	
				4輪乗用 (自家用	7,200円	営業用	5,500円)	
			4輪貨物 (自家用	4,000円	営業用	3,000円)		
市たばこ消費税	100分の18.1	全国平均単価	9,502円	従価割	14.3%	従量割	千本につき	350円
電気税		S49年度より同じ						
ガス税		S51年度より同じ						
特別土地保有税		S48年度より同じ		ミニ保有税	100分の1.4			
事業所税		S55年度より同じ						
都市計画税		S55年度より同じ						

	61	62	63			
府民税 700円						
	府民税		市民税		府民税	
7%	950万円超	11%	150万円以下	2%	60万円以下	3%
8%	1,900万円超	12%	150万円超	4%	460万円超	10%
9%	2,900万円超	13%			130万円以下	2%
10%	4,900万円超	14%			130万円超	3%
					260万円超	4%
					260万円超	8%
					退職所得分離課税は法定税率による	
	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人超				150,000円	
	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人以下				120,000円	
	資本等の金額が1,000万円以下、従業者数50人超				120,000円	
	上記以外の法人				40,000円	
	従価割14.3% 従量割 千本につき 350円 (S61.5.1～H元.3.31の売渡し分については 640円)					
	事業に係る事業所税					
	資産割		床面積1㎡につき600円(昭和61年6月申告分より)			
	従業者割		給与総額の100分の0.25			
	新增設に係る事業所税					
	1㎡につき6,000円					

(その4)

区分		年度		平成	元	2	3	4		
市	個人均等割	S60年度より同じ								
	個人所得割	市民税	120万円以下 3%		500万円以下 2%		市民税		府民税	
			120万円超 8%		500万円超 4%		160万円超 8%		550万円超	
			500万円超 11%				160万円超 8%		550万円超 11%	
		退職所得分離課税は法定税率による				退職所得分離課税は法定税率による				
民	法人均等割	S59年度より同じ								
	法人税割	S56年度より同じ								
	固定資産税	S26年度より同じ								
	軽自動車税	S59年度より同じ								
	市たばこ税	千本につき 1,997円 旧3級品は千本につき 948円								
	特別土地保有税	S60年度より同じ								
	入湯税			宿泊する者 150円 宿泊しない者 75円						
	事業所税	S61年度より同じ								
	都市計画税	S55年度より同じ								



(その5)

年度		8	9	10	11	12	13	14		
区分										
市	個人均等割	市民税 2,500円 府民税 1,000円								
	個人所得割	H7年度 より同じ	市民税		府民税		市民税		府民税	
			200万円以下 3%	700万円以下 2%	200万円以下 3%	700万円以下 2%				
			200万円超 8%	700万円超 3%	200万円超 8%	700万円超 3%				
			700万円超 12%		700万円超 10%					
退職所得分離課税は法定税率による		退職所得分離課税は法定税率による								
法人均等割	H6年度より同じ									
法人税割	S56年度より同じ									
固定資産税	S26年度より同じ									
軽自動車税	S59年度より同じ									
市たばこ税	H元年度 より同じ	千本につき 2,434円 旧3級品は千本につき 1,155円 ( H11.5.1～の売渡し分については 千本につき2,668円 ) 旧3級品は千本につき1,266円				千本につき2,668円 旧3級品は千本につき1,266円 ( H15.7.1～の売渡し分 については千本につき2,977円 ) 旧3級品は千本につき1,412円				
特別土地保有税	S60年度より同じ		土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3							
入湯税	H2年度より同じ									
事業所税	S61年度より同じ									
都市計画税	S55年度より同じ									



15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
市民税 3,000円 府民税 1,000円											
				市民税							
				6%							
				府民税							
				4%							
				退職所得分離課税は法定税率による							
千本につき2,977円 旧3級品は千本につき1,412円  〔 H18.7.1～の売渡し分については 千本につき3,298円  旧3級品は千本につき1,564円 〕			千本につき3,298円 旧3級品は千本につき1,564円  〔 H22.10.1～の売渡し分については 千本につき4,618円  旧3級品は千本につき2,190円 〕			千本につき4,618円 旧3級品は千本につき2,190円		千本につき5,262円 旧3級品は千本につき2,495円			
(H15年度から課税停止)											
資産割 床面積1㎡につき600円  従業者割 給与総額の100分の0.25											

## (その6)

年度		26	27																																
区分																																			
市 民 税	個人均等割	市民税 3,500円 府民税 1,500円 (東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、臨時の措置として、平成26年度から平成35年度までの間、標準税率を500円引上げ)																																	
	個人所得割	H19年度より同じ																																	
	法人均等割	H6年度より同じ																																	
	法人税割	100分の12.1 ただし資本金1億5千万円以下 100分の9.7 (平成26年10月1日以降開始の事業年度より適用)																																	
固定資産税	S26年度より同じ																																		
軽自動車税	S59年度より同じ	<table border="1"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円 その他 4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、3,900円</td> </tr> <tr> <td>4輪乗用</td> <td>自家用 7,200円 営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 10,800円 営業用 6,900円</td> </tr> <tr> <td>4輪貨物</td> <td>自家用 4,000円 営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 5,000円 営業用 3,800円</td> </tr> </table>		原動機付自転車		50cc以下	1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円	小型特殊自動車		農耕作業用	1,600円 その他 4,700円	2輪の小型自動車			4,000円	軽自動車		2輪	2,400円	3輪	3,100円		※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、3,900円	4輪乗用	自家用 7,200円 営業用 5,500円		※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は		自家用 10,800円 営業用 6,900円	4輪貨物	自家用 4,000円 営業用 3,000円		※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は		自家用 5,000円 営業用 3,800円
原動機付自転車																																			
50cc以下	1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円																																		
小型特殊自動車																																			
農耕作業用	1,600円 その他 4,700円																																		
2輪の小型自動車																																			
	4,000円																																		
軽自動車																																			
2輪	2,400円																																		
3輪	3,100円																																		
	※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、3,900円																																		
4輪乗用	自家用 7,200円 営業用 5,500円																																		
	※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は																																		
	自家用 10,800円 営業用 6,900円																																		
4輪貨物	自家用 4,000円 営業用 3,000円																																		
	※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は																																		
	自家用 5,000円 営業用 3,800円																																		
市たばこ税	H25年度より同じ																																		
特別土地保有税	S60年度より同じ (H15年度から課税停止)																																		
入湯税	H2年度より同じ																																		
事業所税	S61年度より同じ																																		
都市計画税	S55年度より同じ																																		

28	29	30																										
市民税 3,500円 府民税 1,800円 (大阪府の森林環境税創設のため、平成28年度から令和5年度までの間、課税標準率に300円加算)																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>原動機付自転車</b></td> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>ミニカー 3,700円</td> </tr> <tr> <td><b>小型特殊自動車</b></td> <td colspan="4">農耕作業用 2,400円 その他 5,900円</td> </tr> <tr> <td><b>2輪の小型自動車</b></td> <td colspan="4">6,000円</td> </tr> <tr> <td><b>軽自動車</b></td> <td colspan="4">           2輪 3,600円            3輪 3,100円、※3,900円            4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円                      営業用 5,500円、※6,900円            4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円                      営業用 3,000円、※3,800円         </td> </tr> <tr> <td colspan="5">           注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。            注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。         </td> </tr> </table>				<b>原動機付自転車</b>	50cc以下 2,000円	90cc以下 2,000円	125cc以下 2,400円	ミニカー 3,700円	<b>小型特殊自動車</b>	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円				<b>2輪の小型自動車</b>	6,000円				<b>軽自動車</b>	2輪 3,600円 3輪 3,100円、※3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円 営業用 5,500円、※6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円 営業用 3,000円、※3,800円				注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。 注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。				
<b>原動機付自転車</b>	50cc以下 2,000円	90cc以下 2,000円	125cc以下 2,400円	ミニカー 3,700円																								
<b>小型特殊自動車</b>	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																											
<b>2輪の小型自動車</b>	6,000円																											
<b>軽自動車</b>	2輪 3,600円 3輪 3,100円、※3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円 営業用 5,500円、※6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円 営業用 3,000円、※3,800円																											
注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。 注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。																												
千本につき5,262円 旧三級品は千本につき2,925円	千本につき5,262円 旧三級品は千本につき3,355円	千本につき5,262円 旧三級品は千本につき4,000円	(H30.10.1から) 千本につき5,692円 旧三級品は千本につき4,000円																									

(その7)

年度		令和元	2																			
区分																						
市 民 税	個人均等割	H28年度より同じ																				
	個人所得割	H19年度より同じ																				
	法人均等割	H6年度より同じ																				
	法人税割	100分の8.4 ただし資本金1億5千万円以下 100分の6.0 (令和元年10月1日以後開始の事業年度より適用)																				
固定資産税	S26年度より同じ																					
軽自動車税 (環境性能割)	(R元.10.1から)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">電気軽自動車・天然ガス軽自動車</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外</td> <td>非課税 1% 2%</td> <td>貨物自家用 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 上記以外</td> <td>非課税 1% 2%</td> </tr> <tr> <td>乗用営業用</td> <td>R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外</td> <td>非課税 0.5% 2%</td> <td>貨物営業用 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 H27年度燃費基準達成+10%達成 上記以外</td> <td>非課税 0.5% 1% 2%</td> </tr> </table>			電気軽自動車・天然ガス軽自動車		非課税		ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車		非課税		乗用自家用	R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 1% 2%	貨物自家用 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 上記以外	非課税 1% 2%	乗用営業用	R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 0.5% 2%	貨物営業用 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 H27年度燃費基準達成+10%達成 上記以外	非課税 0.5% 1% 2%
	電気軽自動車・天然ガス軽自動車		非課税																			
ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車		非課税																				
乗用自家用	R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 1% 2%	貨物自家用 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 上記以外	非課税 1% 2%																		
乗用営業用	R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 0.5% 2%	貨物営業用 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 H27年度燃費基準達成+10%達成 上記以外	非課税 0.5% 1% 2%																		
	<p>※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出ガス基準値から10%以上低減達成車に限ります。</p> <p>※ガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。</p> <p>○消費税率引き上げ及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応として、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した乗用自家用車については、環境性能割の税率が上記の税率から1%軽減されます。</p>																					
軽自動車税 (種別割)	(R2年度から軽自動車税(種別割)として課税)	H28年度より同じ																				
市たばこ税	H30.10.1より同じ	(R元.10.1から) 千本につき5,692円(旧三級品含む)	(R2.10.1から) 千本につき6,122円(旧三級品含む)																			
特別土地保有税	S60年度より同じ(H15年度から課税停止)																					
入湯税	H2年度より同じ																					
事業所税	S61年度より同じ																					
都市計画税	S55年度より同じ																					

3	4	5																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">電気軽自動車・天然ガス軽自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乗用自家用</td> <td>R12年度燃費基準75%達成 R12年度燃費基準60%達成 上記以外</td> <td style="text-align: center;">非課税 1% 2%</td> <td style="text-align: center;">貨物自家用</td> <td>H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 上記以外</td> <td style="text-align: center;">非課税 1% 2%</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">R3年度より同じ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乗用営業用</td> <td>R12年度燃費基準75%達成 R12年度燃費基準60%達成 R12年度燃費基準55%達成 上記以外</td> <td style="text-align: center;">非課税 0.5% 1% 2%</td> <td style="text-align: center;">貨物営業用</td> <td>H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準+15%達成 上記以外</td> <td style="text-align: center;">非課税 0.5% 1% 2%</td> </tr> </table> <p>※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出ガス基準値から10%以上低減達成車に限ります。  ※ガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。  ※R12年燃費基準75%以上達成又は60%以上達成車は、R2年燃費基準を達成しているものに限ります。  ○令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した乗用自家用車については、上記の税率から1%軽減されます。</p>		電気軽自動車・天然ガス軽自動車							非課税							ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車							乗用自家用	R12年度燃費基準75%達成 R12年度燃費基準60%達成 上記以外	非課税 1% 2%	貨物自家用	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 上記以外	非課税 1% 2%	R3年度より同じ	乗用営業用	R12年度燃費基準75%達成 R12年度燃費基準60%達成 R12年度燃費基準55%達成 上記以外	非課税 0.5% 1% 2%	貨物営業用	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準+15%達成 上記以外	非課税 0.5% 1% 2%	R3年度より同じ	
電気軽自動車・天然ガス軽自動車																																					
非課税																																					
ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車																																					
乗用自家用	R12年度燃費基準75%達成 R12年度燃費基準60%達成 上記以外	非課税 1% 2%	貨物自家用	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 上記以外	非課税 1% 2%	R3年度より同じ																															
乗用営業用	R12年度燃費基準75%達成 R12年度燃費基準60%達成 R12年度燃費基準55%達成 上記以外	非課税 0.5% 1% 2%	貨物営業用	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準+15%達成 上記以外	非課税 0.5% 1% 2%																																
(R3.10.1から) 千本につき6,552円(旧三級品含む)		R3年度より同じ		R3年度より同じ																																	
			グリーン化特例 (軽課)の50%軽課及び25%軽課の軽減措置について、四輪車の乗用営業用車のみ令和4年度以降も延長されたが、その他の四輪車については終了となった。																																		

(7) 所得控除額の変遷(その1)

年度 控除の種類	19
基礎控除	330,000円
扶養控除	330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円 ※同居特別障害者のときは230,000円加算
配偶者控除	330,000円 老人配偶者 380,000円 ※同居特別障害者のときは230,000円加算
配偶者特別控除	①控除対象配偶者……………0円 ②控除対象配偶者以外の配偶者 ア 合計所得金額が450,000円未満の場合……………330,000円 イ 合計所得金額が450,000円以上750,000円未満の場合……………380,000円-(合計所得金額-380,000円) (注)( )内の金額は、( )内の計算で求めた金額が50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額でないときは、当該金額に満たない50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額のうち最も多い金額とします。 ウ 合計所得金額が750,000円以上760,000円未満の場合……………30,000円
障害者控除	260,000円(特別障害者のときは、300,000円)
寡婦・寡夫控除	260,000円(合計所得金額が500万円以下で扶養親族である子を有する寡婦のときは、300,000円)
勤労学生控除	260,000円
医療費控除	差し負担額-(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い金額)=控除額(限度額200万円)
雑損控除	(差引損失額-(総所得金額等×10%))又は(災害関連支出の金額-5万円)のいずれか多い金額=控除額
社会保険料控除	支払保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	支払掛金の全額
寄附金控除	(大阪府内の共同募金会、日本赤十字社の支部に対する寄附金及びふるさと寄附金の合計額又は所得金額×25%のいずれか低い金額)-10万円
生命保険料控除	支払った一般の生命保険料の金額を(イ)、個人年金保険料の金額を(ロ)とする。 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 (イ)または(ロ)が15,000円まで…………… (イ)または(ロ) (イ)または(ロ)が15,001円～40,000円…………… (イ)または(ロ)×1/2+7,500円 (イ)または(ロ)が40,001円～70,000円…………… (イ)または(ロ)×1/4+17,500円 (イ)または(ロ)が70,000円を超える場合…………… 35,000円 (イ)(ロ)両方あるときは、それぞれの計算で求めた金額を合算したものが控除額となる。
損害保険料控除	① 支払損害保険料のすべてが短期損害保険契約等に係るものである場合 支払った保険料の金額 損害保険料控除額 1,000円まで…………… 支払った保険料の全額 1,001円～3,000円…………… 支払った保険料の全額×1/2+500円 3,000円を超える場合…………… 2,000円 ② 支払損害保険料のすべてが長期損害保険契約等に係るものである場合 支払った保険料の金額 損害保険料控除額 5,000円まで…………… 支払った保険料の金額 5,001円～15,000円…………… 支払った保険料の金額×1/2+2,500円 15,000円を超える場合…………… 10,000円 ③ ①と②両方ある場合…………… ①と②の合計金額(控除合計限度額1万円)
地震保険料控除 ※平成20年度から新設	

20	21	22	23	24	25	26	27				
H19年度より同じ											
H19年度より同じ				330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円							
H19年度より同じ				330,000円 老人配偶者 380,000円							
H19年度より同じ											
H19年度より同じ				260,000円 (特別障害者のときは300,000円、同居特別障害者のときは530,000円)							
H19年度より同じ											
H19年度より同じ											
H19年度より同じ											
H19年度より同じ											
H19年度より同じ											
H19年度より同じ											
H19年度より同じ											
H19年度より同じ											
H19年度より同じ				平成21年度から寄附金税額控除へ							
H19年度より同じ				新契約 (保険契約日が平成24年1月1日以後) 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 12,000円まで……………全額 12,001円～32,000円……………支払った保険料の1/2 + 6,000円 32,001円～56,000円……………支払った保険料の1/4 + 14,000円 56,000円を超える場合……………28,000円 旧契約 (保険契約日が平成23年12月31日以前) 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 15,000円まで……………全額 15,001円～40,000円……………支払った保険料の1/2 + 7,500円 40,001円～70,000円……………支払った保険料の1/4 + 17,500円 70,000円を超える場合……………35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、 それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方に ついて控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の 算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)							
平成20年度から廃止											
地震保険契約に係る地震等相当分保険料×1/2 (最高25,000円) ※平成18年末までに契約した長期損害保険契約については当分の間、従前の長期損害保険料控除を適用 ※地震保険料控除と長期損害保険料控除の両方を適用できる場合は、それぞれの控除額をあわせて、25,000円が上限 ※1つの損害保険契約の中に地震保険と長期損害保険が含まれている場合は、地震保険料控除か 長期損害保険料控除のいずれかを選択											

(その2)

控除の種類	年 度		
	28	29	30
基礎控除	H19年度より同じ		
扶養控除	H24年度より同じ		
配偶者控除	H24年度より同じ		
配偶者特別控除	H19年度より同じ		
障害者控除	H24年度より同じ		
寡婦・寡夫控除	H19年度より同じ		
勤労学生控除	H19年度より同じ		
医療費控除	H19年度より同じ	セルフメディケーション税制(H30～R9) 特定一般医薬品等購入費一下限額 12,000円 控除限度額は88,000円	
雑損控除	H19年度より同じ		
社会保険料控除	H19年度より同じ		
小規模企業共済等掛金控除	H19年度より同じ		
寄附金控除	地方団体に対する寄付金に係る特例控除額の上限額が、所得割の1割から2割に引き上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設		
生命保険料控除	H25年度より同じ		
地震保険料控除 ※平成20年度から新設	H20年度より同じ		



令和元	2
<p>本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下である場合に適用。</p>	
<p>本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下の場合に適用。</p>	
<p>本人の合計所得金額が1,000万円超で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下に障害者控除適用あり</p>	
<p>令和元年6月1日以後に支出された寄附金について、総務大臣が指定する団体に対するものが特例控除の対象となる。</p>	

## (その3)

年度 控除の種類	3	4	5
基礎控除	前年の合計所得金額が2,400万円以下 43万円 前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下 29万円 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下 15万円 前年の合計所得金額が2,500万円を超え 適用なし	R3年度より同じ	
扶養控除	控除額に変更なし 但し、前年の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更	R3年度より同じ	
配偶者控除	控除額に変更なし 但し、前年の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更	R3年度より同じ	
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に適用。	R3年度より同じ	
障害者控除 寡婦・ひとり親控除 勤労学生控除	婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年中の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について控除額30万円のひとり親控除を適用する。また、それ以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)を設定。 勤労学生の前年の合計所得金額要件は65万円以下から75万円以下へ変更。	R3年度より同じ	
医療費控除	H30年度より同じ		
雑損控除	H19年度より同じ		
社会保険料控除	H19年度より同じ		
小規模企業共済等掛金控除	H19年度より同じ		
寄附金控除	R2年度より同じ		
生命保険料控除	H25年度より同じ		
地震保険料控除 ※平成20年度から新設	H20年度より同じ		

## IV. 市民税

### (1) 個人市民税 納税義務者数の推移

(単位:人)

年 度	区 分	均等割のみの 人数	均等割+所得 割の人数	合 計	
				合 計	構成比%
30	普通徴収	4,154	39,095	43,249	24.6
	特別徴収	3,747	128,552	132,299	75.4
	合計	7,901	167,647	175,548	100.0
令和元	普通徴収	1,789	41,276	43,065	24.1
	特別徴収	6,346	128,923	135,269	75.9
	合計	8,135	170,199	178,334	100.0
2	普通徴収	4,183	38,720	42,903	23.2
	特別徴収	4,027	137,713	141,740	76.8
	合計	8,210	176,433	184,643	100.0
3	普通徴収	4,205	37,433	41,638	22.4
	特別徴収	4,139	140,386	144,525	77.6
	合計	8,344	177,819	186,163	100.0
4	普通徴収	4,184	39,480	43,664	23.0
	特別徴収	4,194	141,671	145,865	77.0
	合計	8,378	181,151	189,529	100.0

(注)1. 納税義務者数の徴収区分は変更後(最終徴収区分)。

2. 納税義務者数は普通徴収の過年度分及び特別徴収の退職所得の分離課税にかかる所得割分を除きます。

### (2) 特別徴収義務者数の推移

(単位:人)

	年度	30	令和元	2	3	4
特別徴収義務者数		33,863	35,835	35,394	35,910	36,715

### (3) 個人市民税 調定額推移(現年課税分)

(単位:千円)

年 度	区 分	均等割額	所得割額	合 計	
				合 計	構成比%
30	普通徴収	137,443	5,740,980	5,878,423	21.0
	特別徴収	479,710	21,695,494	22,175,204	79.0
	合計	617,153	27,436,474	28,053,627	100.0
令和元	普通徴収	135,118	5,547,578	5,682,696	20.3
	特別徴収	494,328	21,868,850	22,363,178	79.7
	合計	629,446	27,416,428	28,045,874	100.0
2	普通徴収	134,657	5,716,721	5,851,378	20.4
	特別徴収	506,622	22,372,118	22,878,740	79.6
	合計	641,279	28,088,839	28,730,118	100.0
3	普通徴収	129,410	6,148,159	6,277,569	21.6
	特別徴収	517,859	22,300,852	22,818,711	78.4
	合計	647,269	28,449,011	29,096,280	100.0
4	普通徴収	132,299	6,230,575	6,362,874	21.4
	特別徴収	526,411	22,799,560	23,325,971	78.6
	合計	658,710	29,030,135	29,688,845	100.0

(4) 退職所得の分離課税にかかる所得割額等の推移

(単位:人、千円)

年度 区分	30	令和元	2	3	4
納税義務者数	1,167	1,108	1,143	1,078	1,081
調定額	369,148	297,643	352,158	313,341	371,262

(5) 分離譲渡所得にかかる調定額等の推移

(単位:人、千円)

年度 区分	30	令和元	2	3	4
納税義務者数	3,383	2,873	2,953	3,328	3,072
調定額	1,047,589	876,854	1,153,408	1,719,283	1,314,603

(6) 市民税申告に関する調

(単位:件)

年度 区分	受 付 件 数					確定申告書	合 計
	市 申 告 書				計		
	本 庁	出張所	郵 送	計			
令和元	6,084	65	1,300	7,449	67,105	74,554	
2	5,809	65	1,241	7,115	35,103	42,218	
3	3,956		3,023	6,979	75,122	82,101	
4	3,805		2,948	6,753	87,003	93,756	
5	3,609		2,750	6,359	78,996	85,355	

※令和3年度から出張所での受付を無くし、郵送での申告を推奨。

(当該年度6月末日現在)

(7) 個人市民税と府民税の収入額の推移(現年課税分)

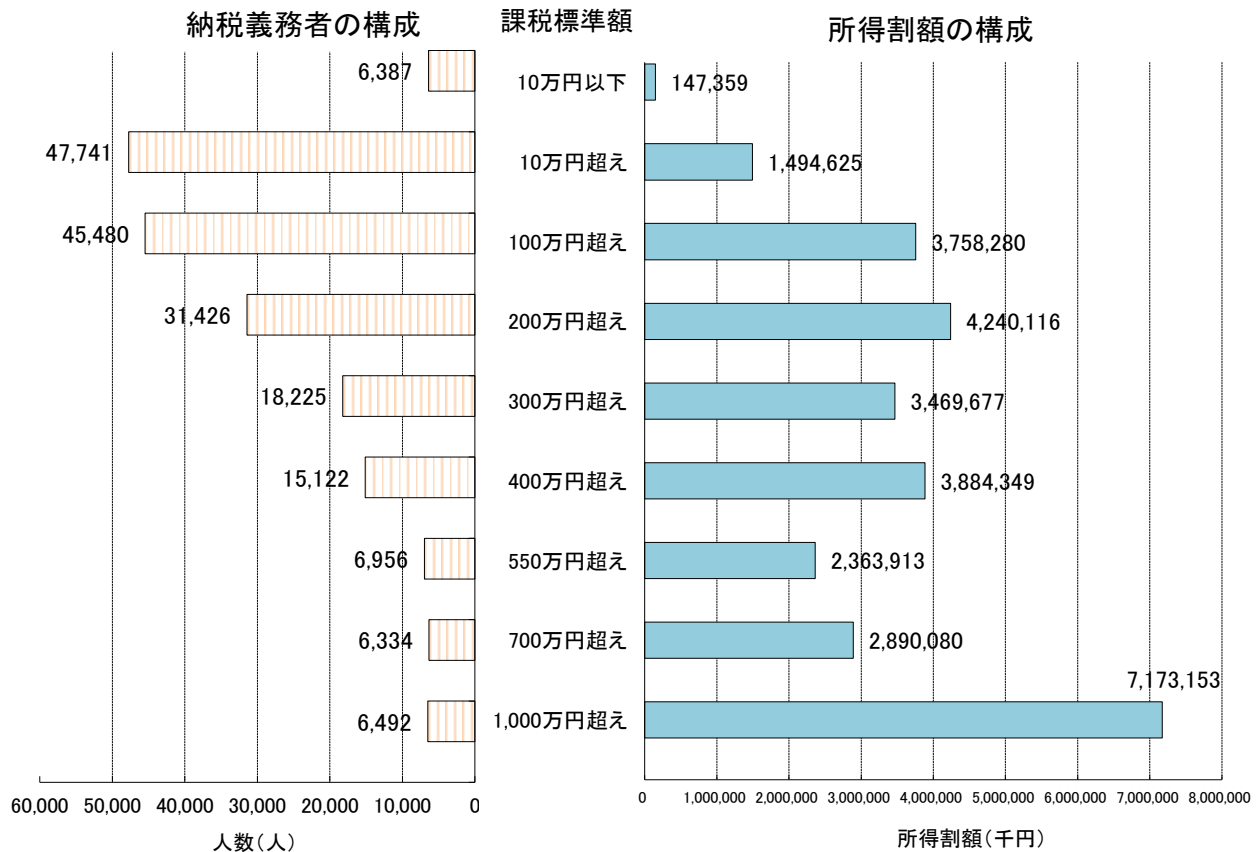
( )は前年比% (単位:円)

年度 項目	30	令和元	2	3	4
市民税額	(102.0) 27,863,342,658	(101.0) 28,130,027,942	(102.7) 28,885,464,043	(101.3) 29,248,445,060	(102.1) 29,868,160,904
府民税額	(102.1) 18,477,473,710	(100.9) 18,651,212,920	(102.7) 19,151,295,159	(101.3) 19,395,999,299	(102.1) 19,804,483,207
計	(102.0) 46,340,816,368	(101.0) 46,781,240,862	(102.7) 48,036,759,202	(101.3) 48,644,444,359	(102.1) 49,672,644,111
確定あん分率	0.39873	0.39869	0.39868	0.39873	0.39870

(注) 市民税額、府民税額は現年課税分の収入額です。

(8) 令和5年度所得割納税義務者課税標準額段階別調(課税状況調より)

区分 課税標準額	給与	営業等	農業	分離 譲渡	その他	合計	人数構成 比率	所得割額	税額構成 比率
	人	人	人	人	人	人	%	千円	%
10万円以下	4,185	288	0	410	1,504	6,387	3.5	147,359	0.5
10万円超え 100万円以下	31,500	1,783	0	351	14,107	47,741	25.9	1,494,625	5.1
100万円超え 200万円以下	39,260	1,121	0	413	4,686	45,480	24.7	3,758,280	12.8
200万円超え 300万円以下	29,022	684	1	356	1,363	31,426	17.1	4,240,116	14.4
300万円超え 400万円以下	17,013	392	0	285	535	18,225	9.9	3,469,677	11.8
400万円超え 550万円以下	14,090	305	0	308	419	15,122	8.2	3,884,349	13.2
550万円超え 700万円以下	6,352	188	0	195	221	6,956	3.8	2,363,913	8.0
700万円超え 1000万円以下	5,648	195	0	234	257	6,334	3.4	2,890,080	9.8
1,000万円超え	5,196	388	0	435	473	6,492	3.5	7,173,153	24.4
合 計	152,266	5,344	1	2,987	23,565	184,163	100.0	29,421,552	100.0
構成比率 %	82.7	2.9	0.0	1.6	12.8	100.0			
前年構成比率%	82.1	3.1	0.0	1.7	13.1	100.0			



(9) 令和5年度市民税等の納税義務者等に関する調(課税状況調より)

(その1)

個人均等割					法人均等割納税義務者数							
納税義務者数			地方税法第311条の規定による軽減		法人							
地方税法第294条第1項第1号に該当する者(人)	地方税法第294条第1項第2号に該当する者(人)	計(人)	軽減した者(人)	軽減の額(千円)	資本金等の額	50億円超	10億円超50億円以下	10億円超	1億円超10億円以下	1千万円超1億円以下		
					従業員数の区分	50人超(A)	50人超(B)	50人以下(C)	50人超(D)	50人以下(E)	50人超(F)	50人以下(G)
192,464	328	192,792	1,784	3,733		91	43	525	69	635	95	1,796

法人均等割納税義務者数				市民税	法人税割			
法人				所得割	納税義務者数		納税者数	
資本金等の額	1千万円以下	(A)~(H)	計	納税義務者数	うち連結申告法人分	うち連結申告法人分	うち連結申告法人分	うち連結申告法人分
従業員数の区分	50人超(H)	以外の法人	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	34	7,365	10,653	184,163	10,542	379	4,825	218

(その2)

区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計				
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(A)+(E)	(B)+(F)	(C)+(E)	(D)+(G)	(A)+(C)+(E)
所得者区分	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)
給与所得者	3,504	11,277			153,704	535,436	25,283,835	157,208	546,713	153,704	25,283,835	157,208
営業等所得者	784	2,731			5,420	18,950	1,065,706	6,204	21,681	5,420	1,065,706	6,204
農業所得者	1	4			1	4	125	2	8	1	125	2
その他の所得者	4,012	13,878			25,038	87,612	3,076,756	29,050	101,490	25,038	3,076,756	29,050
家屋敷等のみ	328	1,148						328	1,148			328
計	8,629	29,038			184,163	642,002	29,426,422	192,792	671,040	184,163	29,426,422	192,792

(注)「家屋敷等のみ」欄は地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数です。

(10) 令和5年度分に係る所得控除等の人員等に関する調(課税状況調より)

所得控除を行った納税義務者数								
雑損控除 (人)	医療費控除		社会保険料控除 (人)	小規模企業 共済等掛金 控除 (人)		生命保険料控除		
	(人)	左のうちセルフメディ ケーション税制に 係る分 (人)				左のうち 新生命保険分 (人)	左のうち 新個人年金分 (人)	左のうち 介護医療保険分 (人)
11	23,918	158	177,488	19,760	133,685	97,437	14,443	106,643

所得控除を行った納税義務者数(つづき)			
生命保険料控除(つづき)		地震保険料控除	
生命保険料控除のうち 旧生命保険分 (人)	生命保険料控除のうち 旧個人年金分 (人)	左のうち 長期分 (人)	
52,550	17,511	48,648	758

所得控除を行った納税義務者数(つづき)					
障害者控除			寡婦控除 (人)	ひとり親控除 (人)	勤労学生控除 (人)
普通 (人)	特別障害者 (人)	実人員 (人)			
3,778	2,621	6,301	1,135	2,094	24

所得控除を行った納税義務者数(つづき)							
配偶者控除			配偶者特別 控除 (人)	扶養控除			
一般 (70歳未満) (人)	老人配偶者 (70歳以上) (人)	計 (人)		一 般 (16歳~18歳) (23歳~69歳) (人)	特定扶養親族 (19歳~22歳) (人)	老人扶養親族 (70歳以上) (人)	同居老親等 (70歳以上) (人)
27,494	8,288	35,782	7,452	13,347	9,076	1,986	2,240

所得控除を行った納税義務者数(つづき)		障害者控除の対象となった人員					
扶養控除(つづき)	特別障害者のうち同居特別障害加算金分(23万円)に係る者	納税義務者数			扶養親族及び控除対象配偶者		
実人員 (人)	(人)	一 般 (人)	特 別 (人)	計 (人)	一 般 (人)	特 別 (人)	計 (人)
22,327	1,274	1,787	1,154	2,941	2,138	1,546	3,684

特定支出控除の特例の対象となった納税義務者数 (人)	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得の金額 (千円)
3	3,756	4,384,163	58	67,659

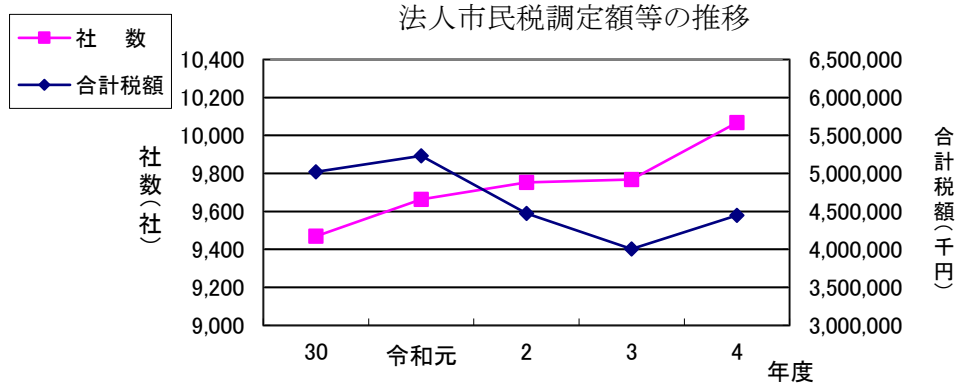
税額控除を行った納税義務者数					
配当控除 (人)	住宅借入金等特別税額控除 (人)	寄附金税額控除 (人)	外国税額控除 (人)	配当割額の控除 (人)	株式等譲渡所得割額の控除 (人)
2,963	7,585	47,313	174	2,647	1,045

(11) 法人市民税調定額等の推移(現年課税分)

(単位: 社・千円)

区分 年度	均等割 社数	均等割 税額	法人税割 社数	法人税割 税額	社 数	合計税額
30	9,392	1,206,904	4,524	3,816,182	9,469	5,023,086
令和元	9,609	1,204,392	4,794	4,027,665	9,664	5,232,057
2	9,718	1,204,865	4,632	3,267,080	9,753	4,471,945
3	9,683	1,202,474	4,745	2,802,803	9,768	4,005,277
4	9,995	1,255,720	5,000	3,191,309	10,068	4,447,029

(注) 社数は過年度分のみでの申告法人も含まれます。均等割社数は均等割申告がある社数を、法人税割社数は法人税割申告がある社数を計上しています。



(12) 令和4年度業種別法人社数

(単位: 社)

業 種 区 分	社数	構成比 (%)	本 店 所 在 法 人			支店等のみ
			単 独	分 割	計	
農 業・林 業	11	0.1	7	0	7	4
漁 業	1	0.0	1	0	1	0
鉱業・採石業・砂利採取業	3	0.0	2	0	2	1
建 設 業	1,107	11.1	813	83	896	211
製 造 業	1,111	11.1	368	88	456	655
電気・ガス・熱供給・水道業	31	0.3	21	0	21	10
情 報 通 信 業	401	4.0	276	25	301	100
運 輸 業・郵 便 業	178	1.8	79	21	100	78
卸 売・小 売 業	2,091	20.9	1,022	181	1,203	888
金 融・保 険 業	178	1.8	99	13	112	66
不動産・物品賃貸業	1,858	18.6	1,657	67	1,724	134
学術研究・専門・技術サービス業	958	9.6	694	71	765	193
宿泊業・飲食サービス業	378	3.8	122	46	168	210
生活関連サービス業・娯楽業	346	3.5	177	27	204	142
教育・学習支援業	142	1.4	65	12	77	65
医 療・福 祉	553	5.5	368	37	405	148
複合サービス業	30	0.3	26	1	27	3
サービス業(他に分類されないもの)	618	6.2	408	46	454	164
公 務	0	0.0	0	0	0	0
合 計	9,995	100.0	6,205	718	6,923	3,072

(注) 過年度分のみでの申告法人を除きます。



## (13) 令和4年度資本金等別法人社数

(単位:社)

資本金等の区分	社数	構成比 (%)	本店所在法人			支店等 のみ
			単 独	分 割	計	
50億円超、従業者数50人超	91	0.9	2	5	7	84
10億円超～50億円以下、従業者数50人超	39	0.4	0	15	15	24
10億円超、従業者数50人以下	500	5.0	11	7	18	482
1億円超～10億円以下、従業者数50人超	65	0.7	4	25	29	36
1億円超～10億円以下、従業者数50人以下	620	6.2	43	28	71	549
1千万円超～1億円以下、従業者数50人超	93	0.9	17	37	54	39
1千万円超～1億円以下、従業者数50人以下	1,764	17.6	607	179	786	978
1千万円以下、従業者数50人超	38	0.4	14	15	29	9
上 記 以 外 の 法 人	6,785	67.9	5,507	407	5,914	871
合 計	9,995	100.0	6,205	718	6,923	3,072

(注) 過年度分のみの申告法人を除きます。

# V. 固定資産税 都市計画税

## (1) 納税義務者の推移

(単位:人)

年度	種別 区分	土地のみ	家屋のみ	土地・家屋	償却資産	合計	前年度比
		令和元	個人 448 計 10,070	7,603 823 8,426	87,770 2,571 90,341	545 (17) 2,677 3,222	105,540 6,519 112,059
2	個人 464 計 10,027	9,563 829 8,318	7,489 829 8,318	88,639 2,650 91,289	621 (18) 2,710 3,331	106,312 6,653 112,965	100.7% 102.1% 100.8%
3	個人 496 計 9,932	9,436 496 9,932	7,313 817 8,130	89,905 2,685 92,590	624 (20) 2,509 3,133	107,278 6,507 113,785	100.9% 97.8% 100.7%
4	個人 478 計 9,777	9,299 478 9,777	7,220 864 8,084	91,536 2,785 94,321	655 (20) 2,832 3,487	108,710 6,959 115,669	101.3% 106.9% 101.7%
5	個人 484 計 9,651	9,167 484 9,651	7,112 849 7,961	92,871 2,879 95,750	668 (19) 2,912 3,580	109,818 7,124 116,942	101.0% 102.4% 101.1%

(注) 1.免税点以上のもので集計しています。

なお、償却資産については、大臣又は知事配分の件数を( )内に内数で表示しています。

## (2) 土地・家屋異動申告件数

(単位:件、( )は前年比%)

区 分		30	令和元年	2	3	4
土 地	異 動 通 知	5,817 (89)	6,522 (112)	6,167 (95)	6,887 (112)	6,636 (96)
	分 筆	1,235 (152)	1,252 (101)	1,569 (125)	1,005 (64)	1,031 (103)
	合 筆	330 (158)	255 (77)	429 (168)	273 (64)	284 (104)
	地 目 変 換	258 (98)	400 (155)	393 (98)	278 (71)	280 (101)
	そ の 他	236 (119)	231 (98)	198 (86)	204 (103)	246 (121)
	小 計	7,876 (98)	8,660 (110)	8,756 (101)	8,647 (99)	8,477 (98)
家 屋	異 動 通 知	6,562 (104)	6,962 (106)	6,581 (95)	7,577 (115)	7,757 (102)
	新 築 (マンション除く)	764 (86)	997 (130)	993 (100)	1,050 (106)	909 (87)
	新 築 (マンション分)	884 (444)	1,171 (132)	751 (64)	1,253 (167)	1,131 (90)
	増 築	32 (82)	57 (178)	53 (93)	59 (111)	32 (54)
	床面積訂正	4 (67)	1 (25)	2 (200)	3 (150)	18 (600)
	分 割					
	減 失	687 (101)	792 (115)	704 (89)	570 (81)	598 (105)
そ の 他	153 (41)	159 (104)	136 (86)	110 (81)	165 (150)	
小 計	9,086 (107)	10,139 (112)	9,220 (91)	10,622 (115)	10,610 (100)	
合 計	16,962 (103)	18,799 (111)	17,976 (96)	19,269 (107)	19,087 (99)	

(注) 電算上の統計数値により件数把握を行っています。

(3) 土地に関する概要(固定資産概要調書より)

(その1)

年度	区分		地積 (㎡)	筆数 (筆)	決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	提示 平均価格 (円)	平均価格 (円)	平均課税 標準額 (円)	単位当り 最高価格 (円)
	種別									
令和元	一般田		185,282	338	25,867	25,867	※ 139,716	※ 139,609	※ 139,609	※ 171,000
	田		87,918	248	6,292,363	2,116,887		71,571	24,078	215,500
	一般畑		144,232	336	10,780	10,780	※ 74,245	※ 74,741	※ 74,741	※ 160,000
	畑		128,944	525	8,721,173	3,011,687		67,635	23,357	189,084
	宅地		15,752,440	78,733	1,965,936,552	592,364,893	124,601	124,802	37,605	760,100
	山林		18,522	120	757,390	503,423		40,891	27,180	128,000
	原野		3,289	25	173,526	116,476		52,760	35,414	120,000
	鉄軌道		859,498	728	34,369,202	20,150,260		39,988	23,444	57,366
	複合鉄軌道		8,881	13	750,259	483,685		84,479	54,463	157,059
	雑種地		947,233	2,747	105,636,039	70,659,865		111,521	74,596	611,300
池沼		9,608	5	907,219	592,315		94,423	61,648	99,080	
合計			18,145,847	83,818	2,123,580,370	690,036,138		117,028	38,027	
2	一般田		182,808	338	25,410	25,410	※ 139,716	※ 138,998	※ 138,998	※ 171,000
	田		71,874	227	5,217,318	1,815,509		72,590	25,260	215,500
	一般畑		148,600	348	11,117	11,117	※ 74,245	※ 74,812	※ 74,812	※ 160,000
	畑		120,917	484	8,446,541	2,951,323		69,854	24,408	189,084
	宅地		15,828,707	79,355	1,981,241,426	600,781,030	124,601	125,168	37,955	760,100
	山林		16,958	112	685,109	458,685		40,400	27,048	128,000
	原野		3,289	25	173,526	116,476		52,760	35,414	120,000
	鉄軌道		866,219	738	34,616,155	20,312,967		39,962	23,450	57,366
	複合鉄軌道		11,548	24	948,094	616,301		82,100	53,369	157,059
	雑種地		924,465	2,710	101,302,175	67,822,161		109,579	73,364	611,300
池沼		9,608	5	907,219	592,315		94,423	61,648	99,080	
合計			18,184,993	84,366	2,133,574,090	695,503,294		117,326	38,246	
3	一般田		181,044	332	25,212	25,212	※ 139,079	※ 139,259	※ 139,259	※ 171,000
	田		66,693	208	5,372,346	1,673,139		80,553	25,087	347,259
	一般畑		145,676	333	10,867	10,867	※ 74,557	※ 74,597	※ 74,597	※ 160,000
	畑		120,181	495	8,391,256	2,992,147		69,822	24,897	223,980
	宅地		15,934,702	80,093	2,151,369,963	604,462,047	134,808	135,012	37,934	1,413,081
	山林		16,757	110	710,377	450,423		42,393	26,880	131,000
	原野		3,289	25	175,955	115,591		53,498	35,145	122,548
	鉄軌道		902,702	736	38,901,762	21,264,137		43,095	23,556	66,682
	複合鉄軌道		11,548	24	1,055,247	616,301		91,379	53,369	173,709
	雑種地		890,571	2,619	105,230,033	64,860,657		118,160	72,830	1,128,857
池沼		9,608	5	932,988	592,314		97,105	61,648	98,972	
合計			18,282,771	84,980	2,312,176,006	697,062,835		126,467	38,127	

(注) 1.免税点以上のもので、田,畑は市街化区域農地と宅地介在農地の合算です。

2.「一般田」と「一般畑」における「提示平均価格」、「平均価格」、「平均課税標準額」、「単位当り最高価格」は、1,000㎡当りの額です。

(その2)

年度	区分		地積 (㎡)	筆数 (筆)	決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	提示 平均価格 (円)	平均価格 (円)	平均課税 標準額 (円)	単位当り 最高価格 (円)
	種別									
4	一般田		178,771	326	24,876	24,876	※ 139,079	※ 139,150	※ 139,150	※ 171,000
	田		65,934	198	5,284,133	1,720,978		80,143	26,102	340,782
	一般畑		146,656	335	10,944	10,944	※ 74,557	※ 74,624	※ 74,624	※ 160,000
	畑		116,188	470	8,022,354	2,823,815		69,046	24,304	223,260
	宅地		15,915,419	80,504	2,144,132,672	607,591,279	134,808	134,720	38,176	1,370,705
	山林		16,650	109	702,798	448,961		42,210	26,965	131,000
	原野		3,279	24	175,695	115,477		53,582	35,217	122,548
	鉄軌道		902,220	733	38,873,884	21,431,024		43,087	23,754	66,682
	複合鉄軌道		11,548	24	1,053,603	628,403		91,237	54,417	173,709
	雑種地		892,904	2,585	104,404,168	65,202,356		116,927	73,023	1,095,183
	池沼		9,608	5	932,988	592,314		97,105	61,648	98,972
合計			18,259,177	85,313	2,303,618,115	700,590,427		126,162	38,369	
5	一般田		154,296	285	21,501	21,501	※ 139,079	※ 139,349	※ 139,349	※ 171,000
	田		65,069	191	5,311,957	1,633,476		81,636	25,104	340,782
	一般畑		135,312	319	10,081	10,081	※ 74,557	※ 74,502	※ 74,502	※ 160,000
	畑		138,505	491	9,637,767	3,249,147		69,584	23,459	264,920
	宅地		15,965,316	80,873	2,149,103,007	616,621,802	134,808	134,611	38,623	1,370,705
	山林		16,652	107	690,748	441,107		41,481	26,490	108,590
	原野		2,923	22	134,515	89,235		46,020	30,529	122,310
	鉄軌道		902,289	735	38,876,214	21,674,571		43,086	24,022	66,682
	複合鉄軌道		11,548	24	1,053,603	644,845		91,237	55,840	173,709
	雑種地		856,855	2,563	100,757,649	63,755,375		117,590	74,406	1,095,183
	池沼		9,608	5	932,988	592,314		97,105	61,648	98,972
合計			18,258,373	85,615	2,306,530,030	708,733,454		126,327	38,817	

(注) 1. 免税点以上のもの。田、畑は市街化区域農地と宅地介在農地の合算です。

2. 「一般田」と「一般畑」における「提示平均価格」、「平均価格」、「平均課税標準額」、「単位当り最高価格」は、1,000㎡当りの額です。

(4) 農地に関する概要(固定資産概要調書より)

年度	区分		地積 (㎡)	筆数 (筆)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
	種別					
令和元	特定市農	(平27以前参入分)	176,209	636	13,124,777	4,348,343
	特定市農	(平28以降参入分)	24,926	75	916,786	136,148
	一般農地		355,388	728	39,699	36,647
	介在農地		15,753	66	973,666	644,083
	合計		572,276	1,505	15,054,928	5,165,221
2	特定市農	(平28以前参入分)	165,271	608	12,340,180	4,094,951
	特定市農	(平29以降参入分)	12,187	34	419,432	68,572
	一般農地		357,467	740	39,630	36,527
	介在農地		15,349	72	905,449	603,309
	合計		550,274	1,454	13,704,691	4,803,359
3	特定市農	(平29以前参入分)	156,269	584	12,357,857	3,849,538
	特定市農	(平30以降参入分)	10,760	31	276,270	57,564
	一般農地		352,502	717	39,145	36,079
	介在農地		19,862	91	1,130,706	758,184
	合計		539,393	1,423	13,803,978	4,701,365
4	特定市農	(平30以前参入分)	158,405	572	12,073,845	3,858,018
	特定市農	(令和以降参入分)	6,011	13	242,525	24,179
	一般農地		351,633	713	38,913	35,820
	介在農地		17,723	86	991,342	662,596
	合計		533,772	1,384	13,346,625	4,580,613
5	特定市農	(令和以前参入分)	150,406	540	11,258,660	3,639,651
	特定市農	(令和2以降参入分)	22,231	41	2,039,036	135,936
	一般農地		315,677	653	34,611	31,582
	介在農地		31,044	105	1,653,628	1,107,036
	合計		519,358	1,339	14,985,935	4,914,205

(注) 課税標準額のみ免税点以上のもので集計しています。

## (5) 家屋に関する概要(固定資産概要調書より)

区 分		年 度				
		令和元	2	3	4	5
木 造	棟数 [A]	37,628	37,703	37,834	38,272	38,605
	総床面積 [B] (㎡)	4,242,169	4,251,653	4,268,540	4,331,135	4,366,691
	総価格 [C] (千円)	121,667,933	128,109,654	124,865,637	133,590,219	140,265,386
	提示平均価額 [D] (円)	-	-	-	-	-
	平均価格 C/B [E] (円)	28,681	30,132	29,253	30,844	32,122
	比率 E/D (%)	-	-	-	-	-
	総価格の前年比 (%)	104.5	105.3	97.5	107.0	105.0
非 木 造	棟数 [A]	17,706	17,810	17,664	18,046	18,203
	総床面積 [B] (㎡)	13,915,744	14,033,324	13,967,475	14,320,194	14,444,876
	総価格 [C] (千円)	827,094,043	847,232,401	845,914,823	883,163,291	902,674,277
	提示平均価額 [D] (円)	-	-	-	-	-
	平均価格 C/B [E] (円)	59,436	60,373	60,563	61,673	62,491
	比率 E/D (%)	-	-	-	-	-
	総価格の前年比 (%)	102.0	102.4	99.8	104.4	102.2
合 計	棟数 [A]	55,334	55,513	55,498	56,318	56,808
	総床面積 [B] (㎡)	18,157,913	18,284,977	18,236,015	18,651,329	18,811,567
	総価格 [C] (千円)	948,761,976	975,342,055	970,780,460	1,016,753,510	1,042,939,663
	平均価格 C/B [E] (円)	52,251	53,341	53,234	54,514	55,441
	総価格の前年比 (%)	102.3	102.8	99.5	104.7	102.6

(注) 免税点以上のもので集計しています。

## (6) 家屋の種類別1㎡当りの平均価格(固定資産概要調書より)

(単位:円)

区 分			年 度				
			令和元	2	3	4	5
木 造	住 宅	農 家	-	-	-	-	-
		専 用	29,517	30,887	29,829	31,212	32,397
		併 用	15,779	15,940	15,632	16,040	16,427
		アパート等	26,523	29,578	30,757	36,260	39,323
造	店 舗 工 場 倉 庫 そ の 他	}	26,277	29,002	27,693	29,840	30,362
		}	4,360	4,446	4,344	4,402	4,537
		}	9,967	10,231	9,717	9,974	10,283
平均 価 格			28,681	30,132	29,253	30,844	32,122
非 木 造	住 宅 ・ ア パ ー ト	鉄 鉄 C	55,477	55,435	54,943	55,360	55,825
		鉄 C	67,258	68,494	69,318	70,674	71,330
		鉄 骨	46,692	47,726	47,404	48,590	50,091
		軽 鉄	31,184	32,299	31,499	32,583	33,950
		ブ ロ ッ ク	20,999	21,081	21,012	21,028	21,219
	そ の 他	鉄 鉄 C	94,826	94,828	94,301	88,513	88,949
		鉄 C	57,729	58,428	58,441	58,533	59,282
		鉄 骨	49,476	50,549	50,087	54,323	55,142
		軽 鉄	16,386	18,313	17,833	18,091	18,468
		ブ ロ ッ ク	11,487	11,715	11,842	12,264	12,487
平均 価 格			59,436	60,373	60,563	61,673	62,491

(注)1.免税点以上のもので集計しています。

2.「事務所・銀行」は、「店舗」で集計しています。

(7) 償却資産に関する概要(固定資産概要調書より)

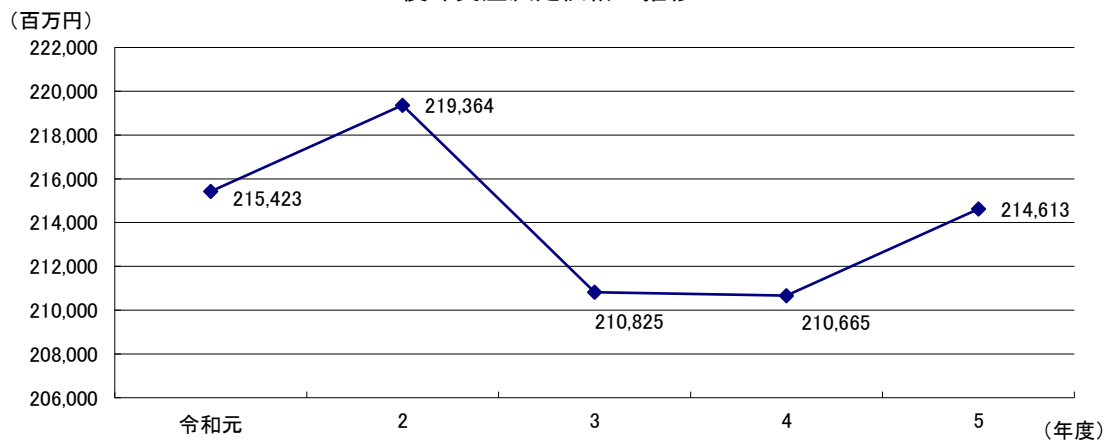
(単位:千円)

年度	種別		構築物	機械及び装置	船舶車両及び運搬具	工具及び器具備品	小計	道府県知事及び総務大臣決定分	合計
	区分								
令和元	決定価格		54,114,540	52,221,962	313,839	37,215,928	143,866,269	71,556,835	215,423,104
	課税標準額		53,926,783	51,959,554	313,839	37,003,372	143,203,548	69,865,978	213,069,526
	内訳	課税標準の特例適用	68,598	180,147	0	166,822	415,567		
		以外のもの	53,858,185	51,779,407	313,839	36,836,550	142,787,981		
2	決定価格		52,474,796	51,591,018	296,367	37,378,135	141,740,316	77,623,549	219,363,865
	課税標準額		52,304,929	51,137,962	296,367	37,047,496	140,786,754	74,859,875	215,646,629
	内訳	課税標準の特例適用	48,605	126,186	0	167,912	342,703		
		以外のもの	52,256,324	51,011,776	296,367	36,879,584	140,444,051		
3	決定価格		49,042,713	48,989,791	591,090	34,507,852	133,131,446	77,693,329	210,824,775
	課税標準額		48,364,158	48,435,825	589,864	33,668,143	131,057,990	74,775,830	205,833,820
	内訳	課税標準の特例適用	565,752	296,317	1,226	469,197	1,332,492		
		以外のもの	47,798,406	48,139,508	588,638	33,198,946	129,725,498		
4	決定価格		50,216,777	46,480,454	523,979	36,422,791	133,644,001	77,020,674	210,664,675
	課税標準額		50,048,743	46,167,080	523,979	36,057,260	132,797,062	73,973,166	206,770,228
	内訳	課税標準の特例適用	62,402	63,004	0	143,778	269,184		
		以外のもの	49,986,341	46,104,076	523,979	35,913,482	132,527,878		
5	決定価格		53,187,643	46,675,082	286,603	37,107,769	137,257,097	77,355,962	214,613,059
	課税標準額		53,027,652	46,450,765	286,603	36,593,956	136,358,976	74,450,410	210,809,386
	内訳	課税標準の特例適用	61,475	104,485	0	219,006	384,966		
		以外のもの	52,966,177	46,346,280	286,603	36,374,950	135,974,010		

(注)1.免税点以上のもので集計しています。

2.小計欄及び合計欄には調整額を含みます。

償却資産決定価格の推移



(8) 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調(固定資産概要調書より)

区 分		4		5		
		納税義務者数 (人)	課税標準額 (千円)	納税義務者数 (人)	課税標準額 (千円)	
150万円未満のもの		4,614	1,883,683	4,714	1,932,106	
150万円以上 160万円未満のもの		69	106,866	79	122,298	
160万円以上 170万円未満のもの		84	138,647	91	149,877	
170万円以上 180万円未満のもの		65	113,785	66	115,916	
180万円以上 190万円未満のもの		82	151,362	90	166,392	
190万円以上 200万円未満のもの		65	126,430	59	115,268	
200万円以上 300万円未満のもの		530	1,293,822	532	1,301,562	
300万円以上 1,000万円未満のもの		1,362	7,473,417	1,389	7,688,510	
1,000万円以上 2,000万円未満のもの		500	7,076,162	533	7,481,927	
2,000万円以上 3,000万円未満のもの		211	5,163,884	216	5,254,963	
3,000万円以上 1億円未満のもの		308	15,954,456	310	16,476,596	
1億円以上のもの		211	169,171,397	215	171,936,077	
計		8,101	208,653,911	8,294	212,741,492	
計の内訳	法第389条 関係	大臣配分	17	58,896,555	16	59,751,943
		知事配分	4	15,076,611	4	14,698,845

(9) 償却資産の課税標準の特例を受けるもの(固定資産概要調書より)

— 市決定分 —

(単位:千円)

区分		年度				
		令和元	2	3	4	5
納税義務者数		47	45	45	34	34
価 格(イ)		1,078,288	1,296,265	1,584,887	1,116,123	1,283,087
課税標準額(ロ)		415,567	342,703	421,961	269,184	384,966
(イ) - (ロ)	差 額	662,721	953,562	1,162,926	846,939	898,121
	税 額	9,278	13,350	16,281	11,857	12,574



(10) 審査の申出状況

(単位:件)

年度	区 分	審査申出		審査決定				取下げ 件数
		受理件数	件数内訳	件数	却下	棄却	一部容認	
令和元	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
2	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
3	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
4	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
5	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0

(令和5年9月1日現在)

(11) 交付金の状況

(単位:円)

区 分		年 度				
		令和元	2	3	4	5
交 付 金	大阪府	634,473,500	630,847,500	617,304,000	570,121,300	577,001,400
	近畿財務局	10,813,500	10,603,900	10,158,200	9,846,700	9,621,000
	長崎県	123,800	-	-	-	-
	島根県	446,300	446,300	446,300	446,300	447,100
	岩手県	81,000	81,000	84,700	79,200	79,200
	福岡県	110,200	110,200	110,200	99,500	99,500
	高知県	499,100	499,100	499,100	548,500	553,900
	大分県	47,400	45,900	44,500	43,100	42,200
	沖縄県	152,500	142,000	142,000	140,600	140,600
合計		646,747,300	642,775,900	628,789,000	581,325,200	587,984,900
前年比		99.0	99.4	97.8	92.5	101.1

# VI. 諸 税

## (1) 軽自動車税(種別割)

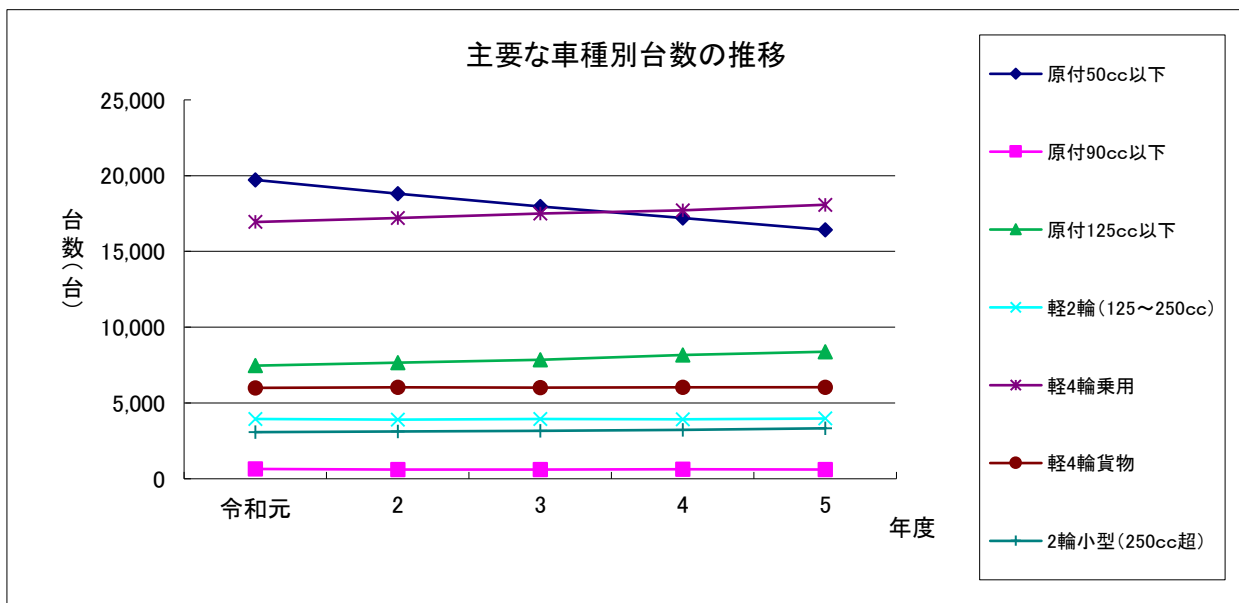
### (ア) 令和5年度車種別調定内訳(課税状況調より)

区 分		賦課期日 現在台数 (台) ①	①のうち 非課税台数 (台) ②	①のうち 減免・課税免除台数 (台) ③	課税台数 (台) ①-②-③	税 率 (円)	調 定 額 (千円)		
原動機付自転車	50 cc 以下	16,423	71	125	16,227	2,000	32,454		
	90 cc 以下	610	7	0	603	2,000	1,206		
	125 cc 以下	8,382	56	17	8,309	2,400	19,942		
	ミニカー	165	0	0	165	3,700	611		
	小 計	25,580	134	142	25,304		54,213		
軽自動車及び小型特殊自動車	2 輪 車	3,977	0	8	3,969	3,600	14,288		
	3 輪 車	0	0	0	0	3,100	0		
	3 輪 車(新税率分)	0	0	0	0	3,900	0		
	3 輪 車(重課分)	0	0	0	0	4,600	0		
	3 輪 車(75%軽課分)	0	0	0	0	1,000	0		
	3 輪 車(50%軽課分)	0	0	0	0	2,000	0		
	3 輪 車(25%軽課分)	0	0	0	0	3,000	0		
	4 輪 車	乗用	営業用	10	0	3	7	5,500	39
		乗用	自家用	4,616	2	170	4,444	7,200	31,997
	貨物	営業用	169	0	0	169	3,000	507	
		自家用	1,056	10	21	1,025	4,000	4,100	
	4 輪 車 (新税率分)	乗用	営業用	4	0	0	4	6,900	28
		乗用	自家用	9,528	2	310	9,216	10,800	99,531
		貨物	営業用	371	0	1	370	3,800	1,406
		貨物	自家用	3,179	4	24	3,151	5,000	15,755
	4 輪 車 (重課分)	乗用	営業用	1	0	0	1	8,200	8
		乗用	自家用	3,870	2	120	3,748	12,900	48,349
		貨物	営業用	108	0	0	108	4,500	486
		貨物	自家用	1,155	8	19	1,128	6,000	6,768
	4 輪 車 (75%軽課分)	乗用	営業用	0	0	0	0	1,800	0
		乗用	自家用	53	0	2	51	2,700	138
		貨物	営業用	0	0	0	0	1,000	0
		貨物	自家用	2	0	0	2	1,300	3
	4 輪 車 (50%軽課分)	乗用	営業用	0	0	0	0	3,500	0
		乗用	自家用					5,400	
		貨物	営業用					1,900	
		貨物	自家用					2,500	
	4 輪 車 (25%軽課分)	乗用	営業用	0	0	0	0	5,200	0
		乗用	自家用					8,100	
		貨物	営業用					2,900	
		貨物	自家用					3,800	
農 耕 用		26	0	0	26	2,400	62		
そ の 他		95	2	0	93	5,900	549		
小 計		28,220	30	678	27,512		224,014		
2 輪 の 小 型 自 動 車		3,330	0	6	3,324	6,000	19,944		
合 計		57,130	164	826	56,140		298,171		

(イ) 車種別台数及び構成比の推移(課税状況調より)

(単位:台)

年度	種別 区分	原 動 機 付 自 転 車				軽 自 動 車				小型特殊 自動車		2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
		50 cc 以 下	90 cc 以 下	125 cc 以 下	ミ ニ カ ー	2 輪 車	3 輪 車	4 輪 乗 用	4 輪 貨 物	農 耕 用	そ の 他		
		令和元	課税分	19,519	625	7,409	140	3,934	0	16,358	5,893		
	非課税・減免・ 課税免除分	200	22	55	0	7	0	584	105	0	2	3	978
	計	19,719	647	7,464	140	3,941	0	16,942	5,998	24	92	3,077	58,044
	構成比	34.0%	1.1%	12.9%	0.2%	6.8%	0.0%	29.2%	10.3%	0.0%	0.2%	5.3%	100%
2	課税分	18,611	598	7,599	126	3,894	0	16,637	5,938	24	87	3,125	56,639
	非課税・減免・ 課税免除分	200	19	61	0	8	0	573	100	0	2	6	969
	計	18,811	617	7,660	126	3,902	0	17,210	6,038	24	89	3,131	57,608
	構成比	32.7%	1.1%	13.3%	0.2%	6.8%	0.0%	29.9%	10.5%	0.0%	0.2%	5.4%	100%
3	課税分	17,762	600	7,792	136	3,940	0	16,932	5,931	24	85	3,161	56,363
	非課税・減免・ 課税免除分	197	15	64	0	7	0	578	90	0	2	7	960
	計	17,959	615	7,856	136	3,947	0	17,510	6,021	24	87	3,168	57,323
	構成比	31.3%	1.1%	13.7%	0.2%	6.9%	0.0%	30.5%	10.5%	0.0%	0.2%	5.5%	100%
4	課税分	17,003	616	8,106	154	3,920	0	17,135	5,942	24	87	3,229	56,216
	非課税・減免・ 課税免除分	201	12	69	0	6	0	586	90	0	2	5	971
	計	17,204	628	8,175	154	3,926	0	17,721	6,032	24	89	3,234	57,187
	構成比	30.1%	1.1%	14.3%	0.3%	6.9%	0.0%	31.0%	10.5%	0.0%	0.2%	5.7%	100%
5	課税分	16,227	603	8,309	165	3,969	0	17,471	5,953	26	93	3,324	56,140
	非課税・減免・ 課税免除分	196	7	73	0	8	0	611	87	0	2	6	990
	計	16,423	610	8,382	165	3,977	0	18,082	6,040	26	95	3,330	57,130
	構成比	28.7%	1.1%	14.7%	0.3%	7.0%	0.0%	31.7%	10.6%	0.0%	0.2%	5.8%	100%

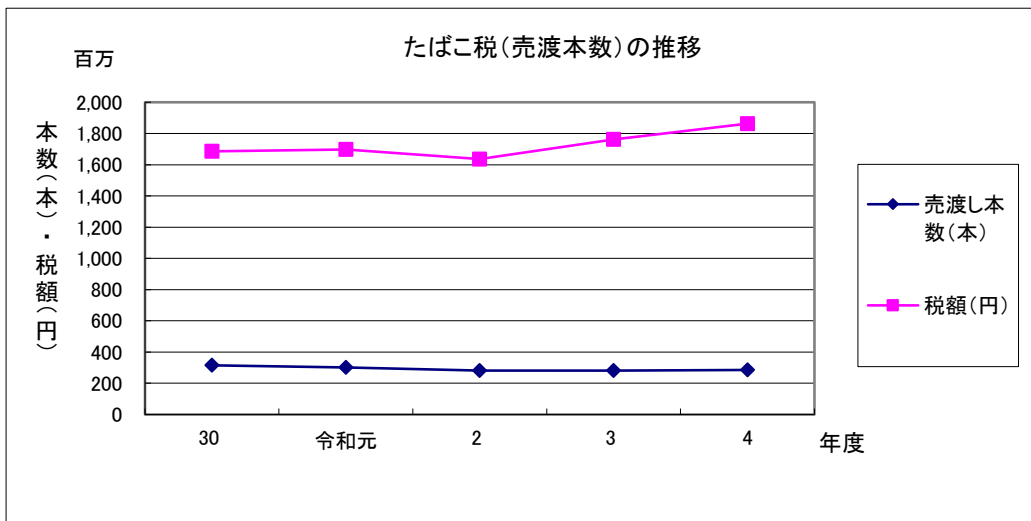


(2) 市たばこ税

区 分		年 度				
		30	令和元	2	3	4
課税標準＝売渡し本数－還付本数(本)		315,181,385	301,375,178	281,487,029	282,268,430	286,168,168
税 率	旧3級品以外 1,000本につき (円)	5,262 10月から 5,692	5,692 10月から 5,692	5,692 10月から 6,122	6,122 10月から 6,552	6,552
	旧3級品 1,000本につき (円)	4,000	4,000 10月から 5,692	5,692 10月から 6,122	6,122 10月から 6,552	6,552
返 還 控 除	本 数 (本)	1,866,284	1,928,297	1,920,997	1,952,340	1,813,333
	税 額 (円)	10,066,205	10,947,190	11,240,745	12,174,058	11,880,945
税 額 (円)		1,686,214,205	1,697,739,594	1,636,199,059	1,762,326,736	1,863,092,851
前 年 比 (%)		97.7	100.7	96.4	107.7	105.7
1人当りの税額 (円)		4,545	4,540	4,341	4,653	4,887
1人当りの売渡し本数 (本)		849	806	747	745	751

(注) 一人当りの税額、本数は毎年度末現在の人口の合計で除したものです。

平成29年度～令和元年度の税額には、税率の引上げによる手持品課税分の金額は含まれていないため、決算額とは異なります。



(3) 入湯税

区 分		年 度				
		30	令和元	2	3	4
宿泊客	人 数 (人)	0	0	0	0	0
	税 額 (円)	0	0	0	0	0
日帰り客	人 数 (人)	319,087	309,884	214,144	194,946	224,997
	税 額 (円)	23,931,525	23,241,300	16,060,800	14,620,950	16,874,775
課税免除	12歳未満 (人)	52,363	53,668	24,013	26,427	87,948
	学校教育 (人)	0	0	0	0	0
合 計 税 額 (円)		23,931,525	23,241,300	16,060,800	14,620,950	16,874,775

(4) 事業所税

区分	種別	年度	30	令和元	2	3	4
事業に係る事業所税	資産割	納税義務者数 (件)	416	415	432	423	417
		事業所床面積 (A) (㎡)	1,930,133	1,917,607	1,964,978	1,892,768	1,954,502
		(A)のうち非課税対象分 (B) (㎡)	347,554	329,668	349,018	341,181	387,529
		(A)のうち課税標準の特例対象等に係る控除分 (C) (㎡)	158,119	149,261	158,245	154,560	156,606
		減免対象床面積相当分 (D) (㎡)	19,917	20,360	21,466	21,466	35,439
		課税標準額 (A) - (B) - (C) - (D) (E) (㎡)	1,404,543	1,418,318	1,436,249	1,375,561	1,374,928
		調定額 (千円)	842,710	850,921	861,730	825,321	824,941
事業に係る事業所税	従業者割	納税義務者数 (件)	105	107	106	113	106
		従業者給与総額 (A) (千円)	88,088,675	94,988,307	99,164,870	95,406,439	100,473,450
		(A)のうち非課税対象分 (B) (千円)	5,879,724	6,087,466	6,143,571	5,912,204	6,143,417
		(A)のうち課税標準の特例対象等に係る控除分 (C) (千円)	523,974	533,266	247,506	193,707	195,127
		減免対象相当分 (D) (千円)	235,220	234,795	221,498	164,635	169,325
		課税標準額 (A) - (B) - (C) - (D) (E) (千円)	81,449,757	88,132,780	92,552,295	89,135,893	93,965,581
		調定額 (千円)	203,619	220,327	231,096	222,834	234,909
延べ件数 (件)		521	522	538	536	523	
実件数 (件)		428	425	438	434	420	
合計調定額 (千円)		1,046,329	1,071,248	1,092,826	1,048,155	1,059,850	

(5) 特別土地保有税

平成15年度以降、税制改正により課税停止です。  
また、平成19年度以降徴収猶予中の土地はありません。

## VII. 納 税

### (1) 不納欠損額

(単位:円)

税目		年度		30	令和元	2	3	4
		30	令和元					
市民税	個人	88,832,578	46,984,168	39,215,353	27,599,810	36,352,925		
	法人	4,139,770	2,585,605	6,878,554	3,096,964	1,961,995		
固定資産税		21,829,177	29,411,582	11,196,100	6,658,694	9,883,839		
都市計画税		5,586,789	7,552,037	2,885,853	1,695,374	2,522,907		
軽自動車税		1,856,500	1,950,800	1,799,149	1,533,590	1,095,602		
事業所税		0	0	0	0	409,978		
合 計		122,244,814	88,484,192	61,975,009	40,584,432	52,227,246		
市税(調定額)に 対する不納欠損率		0.179%	0.127%	0.089%	0.058%	0.073%		

(2) 市税口座振替加入状況

税目 区分 年度	市民税・府民税				固定資産税・都市計画税 (償却資産分を含む)				軽自動車税			
	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)
30	全 7,135		826,677,795		全 26,257		3,733,526,500		5,470		13,991,300	
	期 7,029		1,146,514,400		期 17,426		4,882,075,300					
	14,164	31.3	1,973,192,195	21.1	43,683	39.2	8,615,601,800	28.5	5,470	12.6	13,991,300	5.5
令和元	全 7,121		738,803,960		全 27,134		3,883,487,900		5,529		14,252,800	
	期 7,263		1,060,145,946		期 19,078		4,858,219,700					
	14,384	29.2	1,798,949,906	20.1	46,212	41.2	8,741,707,600	28.3	5,529	12.9	14,252,800	5.5
2	全 7,133		766,830,476		全 28,500		4,132,234,000		5,628		14,167,500	
	期 7,310		1,169,533,736		期 18,589		4,921,089,030					
	14,443	28.8	1,936,364,212	20.8	47,089	41.7	9,053,323,030	29.8	5,628	13.2	14,167,500	5.3
3	全 7,092		822,687,735		全 29,660		4,244,893,800		5,681		14,622,400	
	期 7,442		1,062,132,261		期 19,078		4,988,714,800					
	14,534	27.6	1,884,819,996	18.7	48,738	42.8	9,233,608,600	29.6	5,681	13.4	14,622,400	5.3
4	全 7,089		889,638,546		全 30,870		4,528,859,100		5,742		14,515,100	
	期 7,590		1,204,101,429		期 19,563		5,891,339,700					
	14,679	26.8	2,093,739,975	20.6	50,433	43.6	10,420,198,800	32.5	5,742	10.2	14,515,100	5.1

(つづき)

税目 区分 年度	合 計				手 数 料 (円)
	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)	
30	全 38,862		4,574,195,595		418,058
	期 24,455		6,028,589,700		(うちゆうちょ銀行分)
	63,317	31.7	10,602,785,295	26.6	177,640)
令和元	全 39,784		4,636,544,660		806,391
	期 26,341		5,918,365,646		(うちゆうちょ銀行分)
	66,125	32.4	10,554,910,306	26.3	176,840)
2	全 41,261		4,913,231,976		1,002,600
	期 25,899		6,090,622,766		(うちゆうちょ銀行分)
	67,160	32.7	11,003,854,742	27.6	177,270)
3	全 42,433		5,082,203,935		1,024,706
	期 26,520		6,050,847,061		(うちゆうちょ銀行分)
	68,953	33.0	11,133,050,996	26.8	179,950)
4	全 43,701		5,433,012,746		1,037,618
	期 27,153		7,095,441,129		(うちゆうちょ銀行分)
	70,854	31.2	12,528,453,875	29.5	179,640)

(注)

$$1. \text{ 加入率} = \frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{納税義務者数}} \times 100$$

$$2. \text{ 占有率} = \frac{\text{振替済金額}}{\text{収入総額}} \times 100$$

3. 手数料(振替済納付書1件当り)

10円＋消費税(※平成31年4月1日から) ゆうちょ銀行は10円  
※平成30年度までは3円＋消費税

4. 全・・・全期前納  
期・・・期別納付

5. 軽自動車税(種別割)の振替は、第1期で全額振替

## (3) 財産差押状況

年度	種別	前年度からの繰越		本年度行		同左解除 (配当・弁済受領含む)		次年度繰越	
		金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)
30	不動産	50,903,663	408	32,441,635	48	34,566,953	79	48,778,345	377
	債権	59,149,189	120	71,686,334	115	82,732,612	119	48,102,911	116
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	5,226,179	7	2,253,900	3	725,300	1	6,754,779	9
	合計	115,279,031	535	106,381,869	166	118,024,865	199	103,636,035	502
令和元	不動産	48,778,345	377	51,710,376	79	40,754,787	59	59,733,934	397
	債権	48,102,911	116	72,260,186	243	79,927,632	228	40,435,465	131
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	6,754,779	9	0	0	2,533,000	3	4,221,779	6
	合計	103,636,035	502	123,970,562	322	123,215,419	290	104,391,178	534
2	不動産	59,733,934	397	36,686,507	63	39,952,602	74	56,467,839	386
	債権	40,435,465	131	59,932,311	269	70,102,848	279	30,264,928	121
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	4,221,779	6	0	0	2,242,034	3	1,979,745	3
	合計	104,391,178	534	96,618,818	332	112,297,484	356	88,712,512	510
3	不動産	56,467,839	386	33,686,242	45	33,099,463	124	57,054,618	307
	債権	30,264,928	121	96,041,371	579	84,830,441	533	41,475,858	167
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,979,745	3	0	0	50,000	1	1,929,745	2
	合計	88,712,512	510	129,727,613	624	117,979,904	658	100,460,221	476
4	不動産	57,054,618	307	14,889,539	41	24,524,124	74	47,420,033	274
	債権	41,475,858	167	123,260,961	787	119,661,385	737	45,075,434	217
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,929,745	2	0	0	0	0	1,929,745	2
	合計	100,460,221	476	138,150,500	828	144,185,509	811	94,425,212	493



## VIII. 税外収入

### (1) 証明・閲覧等の状況

区分		年度	30	令和元	2	3	4	
課税納税証明手数料	金額 (円)		12,983,400	11,612,400	12,153,000	11,800,650	12,949,650	
	窓口・郵送	1件につき (円)	200	200	250	250	250	
		有料 (件)	64,917	58,062	47,228	43,093	45,489	
		免除 (件)	1,045	761	709	620	496	
	(電子申請)	(件数) (件)					(192)	
	コンビニ	1件につき (円)				200	200	200
		件数 (件)				1,730	5,137	7,887
軽自動車税納税証明	免除 (件)	3,237	3,248	3,197	3,245	2,760		
	(電子申請)	(有料) (件)					(0)	
評価証明等手数料	金額 (円)		5,473,100	6,326,500	5,936,100	6,461,400	5,677,100	
	評価・公課証明	1件につき (円)	200	200	200	200	200	
		有料 (件)	15,977	16,907	15,486	15,198	15,041	
		免除 (件)	2,616	2,187	1,648	1,732	1,391	
	(電子申請)	(件数) (件)					(8)	
	住宅用家屋証明	1件につき (円)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
		新築 (41条)	有料 (件)	1,037	1,460	1,391	1,749	1,261
			免除 (件)	0	0	0	0	0
		既存 (42条)	有料 (件)	710	799	786	877	788
	免除 (件)		0	0	0	0	0	
	その他の証明	1件につき (円)	200	200	200	200	200	
		有料 (件)	33	42	44	40	26	
		免除 (件)	0	0	5	0	0	
(電子申請)		(件数) (件)					(0)	
固定資産課税台帳等 閲覧手数料	金額 (円)		195,900	174,600	175,500	143,400	124,200	
	1件につき (円)	300	300	300	300	300		
	有料 (件)	653	582	585	478	414		
	免除 (件)	15	111	86	61	36		
原動機付自転車 標識弁償金	金額 (円)		4,600	5,200	4,600	6,400	4,200	
	1件につき (円)	200	200	200	200	200		
	件数 (件)	23	26	23	32	21		

(注1) 課税納税証明手数料には、コンビニ交付確認試験手数料は含みません。

(注2) コンビニ交付による課税所得証明書発行のサービス開始日は令和2年5月20日です。

(注3) 各種証明の電子申請開始日は次のとおりです。また、表中()書きの件数は内数です。

課税所得証明、評価・公課証明、その他の証明(資産証明、償却資産証明、無資産証明): 令和5年1月23日

各種納税証明: 令和5年3月24日

## (2) 督促手数料及び延滞金等に関する調

(単位:円)

年度 種別	30	令和元	2	3	4
督促手数料	4,336,323	4,319,479	4,097,888	3,744,433	3,633,406
市税延滞金	77,699,200	85,069,388	100,845,398	105,377,525	87,106,021
府民税延滞金	25,233,930	31,565,319	32,560,323	32,724,889	28,897,420
市税加算金	-	1,100	-	-	2,400

## (3) 個人府民税徴収取扱事務費委託金

( )は前年比% (単位:円)

年度 区分	納税義務者数を 基礎とするもの	払込金額 に対するもの	還付金等 に対するもの	計
30	528,627,000	306,849	61,501,986	590,435,835 (103.6)
令和元	540,148,500	344,071	71,691,850	612,184,421 (103.7)
2	551,628,000	188,578	45,519,852	597,336,430 (97.6)
3	557,196,000	185,857	64,266,073	621,647,930 (104.1)
4	566,205,750	148,660	59,031,249	625,385,659 (100.6)

(注) 年度区分は収納月によります。

## (4) 市町村交付金調整金

(単位:千円)

年度 種別	令和元	2	3	4	5
市町村交付金調整金	2,676	2,575	2,610	2,630	2,646

水道事業について、平成22年に大阪府水道部から大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）へ移行しました。市町村交付金調整金（以下「調整金」という。）は、平成25年度より、移行に伴い企業団の構成団体に一部に発生する市町村交付金の減収に対応したものです。調整金は、企業団の取水施設等の所在する構成団体に対して交付されますが、構成団体の区域の水道事業を企業団が行う場合は交付対象となりません。

# 令和5年度版 税 務 統 計

(令和5年11月発行)

編集発行 : 税務部 税制課

〒564-8550 (個別郵便番号)

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1231 (代表)

FAX 06-6368-7344 (税務部専用)

ホームページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/>



吹田市イメージキャラクター  
「すいたん」